

**アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のための
ガイドライン**

平成２５年４月策定

平成２６年３月改訂

平成２７年３月改訂

平成２８年７月改訂

平成２９年３月改訂

経済産業省

目次

第1章 はじめに	1
1-1 ガイドラインの目的	1
1-2 アニメーション業界が解決すべき課題	1
1-2-1 取引環境の向上	1
1-2-2 人材育成	2
1-2-3 スケジュール管理の改善	2
1-3 ガイドラインの活用方法	3
第2章 アニメーション制作業界と下請法などの法令	4
2-1 業界構造と取引実態における問題点	4
2-2 アニメーション制作業界の取引特性と取引実態における問題点	6
2-2-1 アニメーション制作業界の取引特性と取引実態における問題点	6
2-3 アニメーション制作業界の取引に係る法令	7
2-3-1 下請法・独占禁止法(優越的地位の濫用)、消費税転嫁対策特別措置法の優先関係	7
2-3-2 下請法	9
2-3-3 独占禁止法	19
2-3-4 消費税転嫁対策特別措置法	21
2-3-5 その他の法令(下請中小企業振興法等)	22
第3章 アニメーション制作業界の取引と法令	23
3-1 見積・発注段階	23
3-1-1 取引条件の協議・発注段階の留意事項	23
3-1-2 取引条件の協議・発注段階で問題となるおそれのある取引事例と考え方	27
3-1-3 発注段階の留意事項	29
3-1-4 発注段階で問題となるおそれのある取引事例と考え方	36
3-2 発注内容の変更段階	40
3-2-1 発注内容の変更時の留意事項	40
3-2-2 発注内容の変更時に問題となるおそれのある取引事例と考え方	41
3-3 受領段階	43
3-3-1 受領段階での留意事項	43
3-3-2 受領段階で問題となるおそれのある取引事例と考え方	45
3-4 支払段階	46

3-4-1 支払段階の留意事項	46
3-4-2 支払段階で問題となるおそれのある取引事例と考え方	49
3-5 支払後の段階(リテイク等)	52
3-5-1 支払後の段階の留意事項	52
3-5-2 支払後の段階で問題となるおそれのある取引事例と考え方	52
3-6 全段階を通じた下請事業者に対する要請	53
3-6-1 下請事業者に対する要請を行う際の留意事項	53
3-6-2 下請事業者への要請について問題となるおそれのある取引事例と考え方	54
3-7 その他	56
3-7-1 申告等を理由とする下請事業者に対する不利益措置の禁止	56
3-7-2 知的財産の扱い(営業秘密の取扱等)	56
3-7-3 その他下請中小企業の振興のため必要な事項	57
第4章 ベストプラクティス	58
4-1 発注者と受注者の取引におけるトラブル防止(書面取引の導入)	58
4-2 支払いの遅延の防止	59
4-3 制作現場への還元	60
4-4 スケジュール管理の改善	60
4-5 人材育成	61
参考資料	62
1. 契約書でチェックすべき項目	62
2. 書式例	65
3. 関連用語集	74
4. 主な勧告及び指導事例	78
5. 下請法に関する問い合わせ先・「下請かけこみ寺」の概要と連絡先一覧	80

第1章 はじめに

1-1 ガイドラインの目的

アニメーション産業の取引は、製作委員会又は製作者（以下、「製作委員会」という）から元請への作品制作委託、また、元請における作画・仕上げ・美術・撮影等の制作過程において、多くの企業・個人アニメーターの関与が必要となる多層構造である。

昨今、我が国アニメーション作品は、「日本ブランド」として内外から高い評価を受けており、下請企業等の担う業務は、そのアニメーション作品の品質の維持・向上に直結している。

しかし、アニメーション制作の現場をみると、人材不足や制作本数の増加等によってスケジュールが逼迫し、作品の成功による利益が現場に反映されにくい構造となっている。その要因としては、発注に際しての取引条件の協議がない、発注書面の交付がないなど、商習慣の問題によるところも多い。

本ガイドラインでは、「下請代金支払遅延等防止法」（以下、「下請法」という）を中心にその概要を記載するとともに、同法の遵守のため、アニメーション業界における具体的取り扱いやベストプラクティス等について、各社の実例を可能な限り踏まえて整理した。本ガイドラインがアニメーション業界の抱える課題解決の一助となること、また、契約担当のみならず個人のアニメーターを含む下請取引に関わるあらゆる関係者が、同法の趣旨・内容を正しく理解することを期待する。

なお、現在のアニメーション産業では、手描きアニメのデジタル化、ゲームや配信事業者など他産業との取引の増加、3DCG作品の拡大、配信事業者の参入等といった新たな潮流によるサプライチェーンの多様化が生じており、従来のアニメーション制作業界にはなかった商習慣も現れている。これらは、アニメーション業界でも参考となると考えられるため、主にベストプラクティスとして採り上げた。これらについても参照されたい。

1-2 アニメーション業界が解決すべき課題

経済産業省の平成27年度コンテンツ産業強化対策支援事業（アニメ下請ガイドラインフォローアップ等調査事業）によると、アニメーション業界の抱える主な課題は、以下の3つに集約される。これらはアニメーション産業に取引と密接に関係することから、法令遵守に向け、業界を挙げての課題解決に向けた取り組みが期待される。

1-2-1 取引環境の向上

アニメーション制作は、製作委員会と元請の契約の遅れにより、全体の作業量が不明な中で作業を進める必要があり、発注単価や納期等の条件が決定するタイミングが遅れる傾向にある。それに加え、全体のスケジュールが逼迫している中で企業や個人事業主など多くの取引先と契約する必要があるため、未だに書面の交付が不十分である。また、消費税

転嫁対策についても、理解不足から対応の遅れがみられる。このため、製作委員会から下請事業者に至るまで全ての関係者が全体のスケジュールを考慮に入れつつ、契約手続きの重要性を理解し、これら取引環境の向上に努めることが必要である。

1-2-2 人材育成

アニメーション業界では、作品数の増加や就労環境の問題から、人材不足が顕在化しているものの、人材の確保・育成は個社やアニメーター個人の努力に委ねられているのが現状である。こうした中、作品の品質向上や継続的な人材確保の観点から、独自の人材育成に取り組む企業も出てきた。(第4章 ベストプラクティス参照)。こうした取り組みは、個々のアニメーターの能力向上によるスケジュール改善、ひいては取引環境の向上にもつながるものであり、各自の工夫が望まれる。

1-2-3 スケジュール管理の改善

多様な関係者が制作工程に携わるアニメーション制作業においては、スケジュール管理の不調が後工程に負荷を及ぼすこととなり、労働環境を悪化させる原因になっている。さらに、制作工程におけるデジタル化により、以前よりもスケジュールへの圧力が高まっているとの指摘もある。スケジュール管理の重要性を認識し、不要な遅滞を極力避けるように、製作委員会をはじめアニメーション制作にかかわる全ての関係者が意識して業務に取り組めるように心がける必要がある。

1-3 ガイドラインの活用方法

本ガイドラインでは、法律になじみがない方にも理解できるように簡潔に整理している。
それぞれの疑問点については、本ガイドラインでは以下の項目を参照されたい。

疑問点		本ガイドラインの項目
製作委員会と制作会社、制作会社の間での取引および制作会社とアニメーターの取引に関連する法律の内容を理解したい	→	「第2章 アニメーション業界の取引に係る法令」をご覧ください。
アニメーション制作業界での取引状況の全体像を知りたい	→	第2章「2-1 業界構造と取引実態における問題点」、「2-2. アニメーション制作業界の取引特性と取引実態における問題点」をご覧ください。
アニメーション制作業界特有の取引に対し「下請法」や関連する法律がどのように適用されるのかを確認したい	→	「第2章 アニメーション制作業界と下請法などの法令」をご覧ください。
アニメーション制作業界の取引のさまざまな段階における具体的な留意事項を知りたい	→	「第3章 アニメーション制作業界の取引と法令」のなかで、当てはまる取引の段階をご参照ください。
アニメーション制作業界の取引に係る課題への取り組みの先進事例について知りたい	→	「第4章 ベストプラクティス（取引改善事例）」を参照ください。
取引で困ったことがあり、対応策やどこに相談すればよいか知りたい。	→	参考資料「5. 下請法に関する問い合わせ先・「下請かけこみ寺」の概要と連絡先一覧」を参照ください。

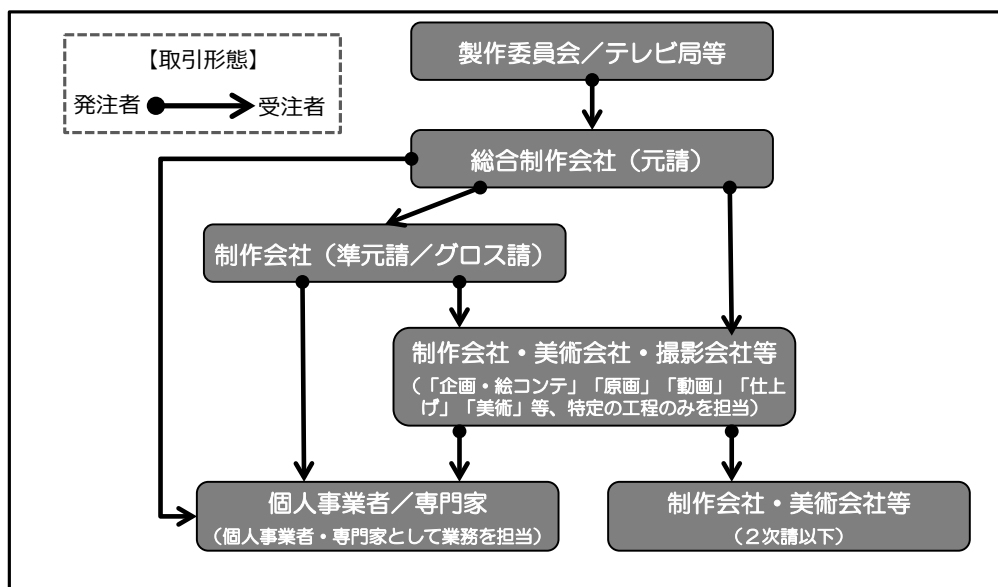
第2章 アニメーション制作業界と下請法などの法令

2-1 業界構造と取引実態における問題点

アニメーション制作業界の構造を取引の流れで簡潔に整理すると図表1のとおりである。「製作委員会」、「元請」、「準元請」、「グロス請」、「制作会社」、「美術会社」、「撮影会社」および「個人事業者／専門家」などで構成される。

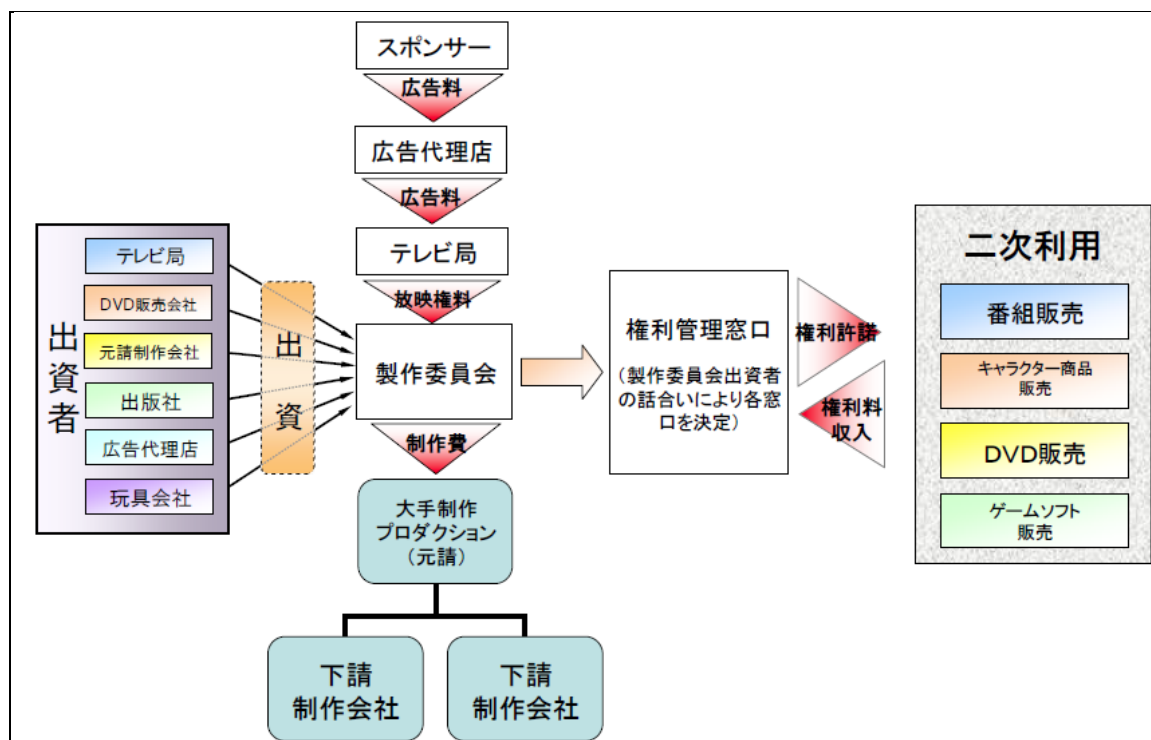
アニメーション制作費にかかる出資者で構成される「製作委員会」、「製作委員会」からの発注を受託した「元請」、1話もしくは全話の制作を請ける「グロス請」（全話の場合には「総グロス」もしくは「準元請」と呼ばれる）、原画・動画等の一部を請ける「制作会社」（制作協力ともいう）、「美術会社」や「撮影会社」は法人単位で受託している。さらに、「個人事業者／専門家」（個人のアニメーター）に対する発注があり、多層的に取引を行っている。アニメーターは、多くの場合には雇用契約に基づくものではなく、業務委託によるものである。

図表 1 アニメーション制作業界の構造



製作委員会方式による関係者は図表2のとおりである。

図表 2 アニメーション制作業界における製作委員会方式の一例



出典) 公正取引委員会事務局「アニメーション産業に関する実態調査」平成 21 (2009) 年 1 月。

2-2 アニメーション制作業界の取引特性と取引実態における問題点

2-2-1 アニメーション制作業界の取引特性と取引実態における問題点

アニメーション制作業界の取引実態における、制作会社・アニメーターが直面している主な問題点は以下のとおりである（平成 27 年度（2015 年度）実施調査結果等による）。

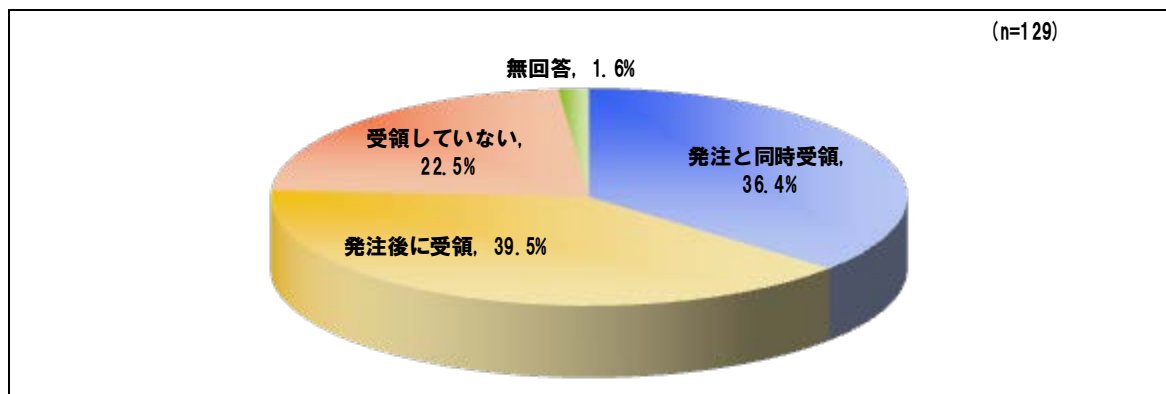
- 発注時に発注書が交付されない
- 取引条件が不透明である（発注時に発注内容や金額などの取引条件が確定していない）
- スケジュール調整が難しい（スケジュール変更による負担が大きい）
- 交渉力が弱く、取引条件の調整が難しい

1 つのアニメーション作品には様々な制作工程があり、多層構造かつ複雑な発注形態となっているため、構造的に遅延の蓄積が生じやすい。「厳しいスケジュール」は、アニメーション制作業界では常態化しており、そのために、協議による条件の決定や、書類の交付等の余裕がなくなっていることが、取引上の問題を発生させる大きな要因となっている。

また、発注書の書類交付が受注時および発注時になされていないために、様々な問題が生じやすくなっていることも問題として上げられる。この背後には、発注書の交付について当事者が必ずしも重要性を認識していないことがある。

各取引段階における留意事項、問題となるおそれのある取引事例や対策は第 3 章 アニメーション制作業界の取引と法令を参照されたい。

図表 3 受注者として発注書の受領状況（単一回答）



出典) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング「アニメーション産業における取引実態に関する調査報告書
平成 28（2016）年 3 月

2-3 アニメーション制作業界の取引に係る法令

2-3-1 下請法・独占禁止法（優越的地位の濫用）、消費税転嫁対策特別措置法の優先関係

アニメーション制作に関する取引には、下請法、独占禁止法、消費税転嫁対策特別措置法が適用される可能性がある。

前述のとおり、本ガイドラインは「下請法」を対象としているが、同法は独占禁止法の課題を補完する意味から制定されたものであり、下請法適用会社以外の下請取引先との取引において、下請法上の禁止事項は、独占禁止法の「優越的地位の濫用行為」に該当する可能性があることから、十分留意する必要がある。

アニメーション制作業界における多層的な取引のなかには、下請法の適用対象となる規模を下回る規模の事業者が発注元となる場合も多々あるが、こうした取引における不適正な行為は独占禁止法の下での違反行為とされる場合がある（独占禁止法については 19 ページ参照）。

また、平成 25 年に施行された「消費税転嫁対策特別措置法」は、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的としている（消費税転嫁対策特別措置法については 21 ページ参照）。

これらの法はいずれも適正な取引を推進することであり、その目的や違反となる行為の大枠について全ての業界関係者が理解しておくこと、これらの法令に違反する行為を行うべきではないことが、アニメーション制作業界の取引上の問題点の解決に向けて重要となる。

関係する法令の優先関係

■消費税転嫁対策特別措置法6類型（①減額、②買ったたき、③商品購入、④役務利用または利益提供の要請、⑤本体価格での交渉拒否、⑥報復行為）については、下請法もしくは独占禁止法の適用と重複する場合は、消費税転嫁対策特別措置法が優先適用される。

■消費税転嫁対策特別措置法6類型以外の消費税の転嫁拒否にかかる行為（受領拒否、不当返品、支払遅延等）は、下請法と独占禁止法が適用される。ある事業者と別の事業者の取引において、独占禁止法第2条第9項第5号と下請法の双方が適用可能な場合には、通常、下請法を適用することとなる。

■親事業者でない特別事業者の場合で、消費税転嫁対策特別措置法6類型の行為については、消費税転嫁対策特別措置法と独占禁止法の双方が適用される場合があるが、消費税転嫁対策特別措置法が優先適用される。しかし、消費税転嫁対策特別措置法6類型以外の消費税の転嫁拒否にかかる行為（受領拒否、不当返品、支払遅延等）については、独占禁止法が適用される。

■下請法と独占禁止法の関係

下請取引における下請代金の支払遅延等の行為は、独占禁止法の不公正な取引方法のうち「優越的地位の濫用行為」（後述）に該当するおそれがあるものである。下請法違反により勧告がなされた場合、親事業者が当該勧告に従って対応する限り、当該違反行為について独占禁止法は適用されないことになっているが、当該勧告に従わない場合には、独占禁止法の適用が検討されることになる。

2-3-2 下請法

(1) 下請法とは

下請法は、下請代金の支払遅延等を防止することによって、下請事業者の利益を保護することを目的に制定された法律である。親事業者に対して、書面交付義務等 **4つの義務** を課すとともに、下請代金の減額等の **11項目を禁止** している。

親事業者が下請法に違反した場合には、中小企業庁や公正取引委員会から行政指導を受けることになる。また、公正取引委員会から勧告を受けた場合には、原則として企業名、違反事実が公表される。

1) 親事業者の遵守義務

遵守義務	遵守義務の概要
書面の交付義務	発注に際して、具体的記載事項をすべて記載した発注書面を下請事業者に交付すること
書類の作成・保存義務	下請取引の内容を記載した書類を作成し2年間保存すること
支払期日を定める義務	下請代金の支払期日を給付 ¹ の受領後 60 日以内のできる限り短い期間内に定めること
遅延利息の支払義務	下請代金を支払期日までに支払わなかったときは、物品等の受領（又は役務の提供日）から起算して 60 日を超えた日から支払するまでの日数に応じて、当該未払金額に年率 14.6% を乗じた額を遅延利息として支払うこと

2) 親事業者の禁止事項

禁止事項	禁止行為の概要
受領拒否の禁止	下請事業者に責任がないのに、注文した物品等の受領を拒むこと
下請代金の支払遅延の禁止	下請代金を給付の受領後 60 日以内に定めた支払期日までに支払わないこと
下請代金の減額の禁止	下請事業者に責任がないのに、あらかじめ定めた下請代金を減額すること
返品 of 禁止	下請事業者に責任がないのに、受領した物品等を返品すること
買いたたきの禁止	市価又は類似品等の価格に比して著しく低い下請代金を不当に定めること
購入・利用強制の禁止	親事業者が指定する物・役務を強制的に購入・利用させること
報復措置の禁止	下請事業者が親事業者の不公正な行為を公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引数量の削減・取引停止等の不利益な取扱いをすること
有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止	有償で支給した原材料等の対価を、当該原材料等を用いた給付に係る下請代金の支払期日より早い時期に相殺したり、支払わせたりすること
割引困難な手形の交付の禁止	一般の金融機関で割引を受けることが困難であると認められる手形を交付すること（手形サイト期間 120 日以内、但し繊維業は 90 日以内）
不当な経済上の利益の提供要請の禁止	下請事業者から不当に金銭や労務の提供等をさせること
不当な給付内容の変更・やり直しの禁止	下請事業者に責任がないのに、費用を負担せずに給付内容を変更し、又は、受領後にやり直しをさせること

¹ この場合の給付とは、下請事業者による親事業者への納品を指す。

(2) 下請法の適用範囲

下請法が適用対象となるための要件には、資本金（又は出資の総額。以下同じ）と取引内容の2つがある。これらの要件のいずれをも満たす場合には下請法が適用される。

1) 資本金

資本金に関する要件は親事業者（発注者）と下請事業者（受注者）の資本金規模の組み合わせによって適用対象が定められている。

2) 取引内容

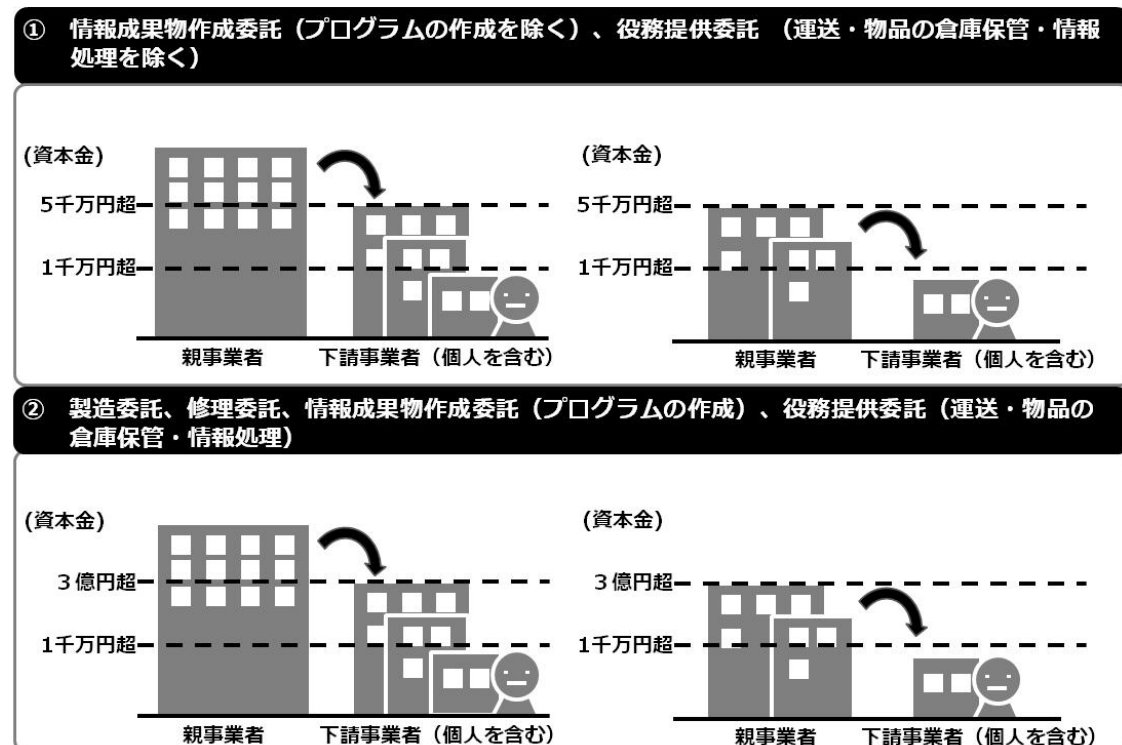
下請法の適用対象となる取引内容は「①情報成果物の作成・役務の提供（後述の②を除く）」および「②物品の製造・修理、プログラムの作成委託、運送・物品の倉庫保管・情報処理」である。

(3) アニメーション制作業界における下請法の適用対象

1) 概要

アニメーション制作業界の取引（情報成果物の制作・役務の提供）において、下請法の適用対象となる親事業者（発注元）と下請事業者（受注者）の資本金規模の組み合わせは次のとおりである。なお、アニメーション制作業界において適用対象となる取引は、ほとんどの場合が「①情報成果物の作成・役務の提供」である。

図表 4 下請法適用対象（事業者の資本金規模）



注釈）物品の製造・修理、プログラムの作成委託、運送・物品の倉庫保管・情報処理の分野は、異なる資本金額により対象が定められている。すなわち、「親事業者：3億円超」と「下請事業者：3億円以下（個人を含む）」の取引、または「親事業者：資本金1千万円」と「下請事業者：資本金1千万円以下（個人を含む）」の取引が対象となる。

2) 資本金規模

アニメーション及びアニメーションを構成する作画、脚本、キャラクターデザイン等において、「資本金 5,000 万円超の親事業者が資本金 5,000 万円以下の下請事業者に外注する場合」、及び「資本金 1,000 万円超 5,000 万円以下の親事業者が資本金 1,000 万円以下の下請事業者に外注する場合」が下請法の適用対象となる。ここでの「事業者」には、法人、会社のほかにも団体（一般社団法人など）、個人事業者なども含まれるが、国や地方公共団体は含まれない。

自社が受注者の場合、発注者の場合、それぞれ下請法の対象となるのは次のとおりである。アニメーション制作においては、一事業者が発注者と受注者いずれになる場合もみられるので、取引ごとに注意が必要である。

「発注者」の場合

自社の資本金額が 5,000 万円を超える場合は、資本金 5,000 万円以下の会社又は個人事業者との取引が、下請法の適用対象となる可能性がある。

また、自社の資本金額が 1,000 万円を超え 5,000 万円以下の場合は、資本金 1,000 万円以下の会社又は個人事業者との取引が、下請法の適用対象となる。

「受注者」の場合

自社の資本金が 1,000 万円以下又は個人事業者である場合、発注者が資本金 1,000 万円を超える会社の場合には、その発注者との取引は下請法の適用対象となる可能性がある。

また、自社の資本金が 1,000 万円を超え 5,000 万円以下の場合は、発注者が資本金 5,000 万円超の会社の場合には、その発注者との取引は下請法の適用対象となる。

親会社との関係性によっては「トンネル会社」の規制に当てはまる可能性もあるため、発注者の資本金規模が満たない場合も留意が必要である。

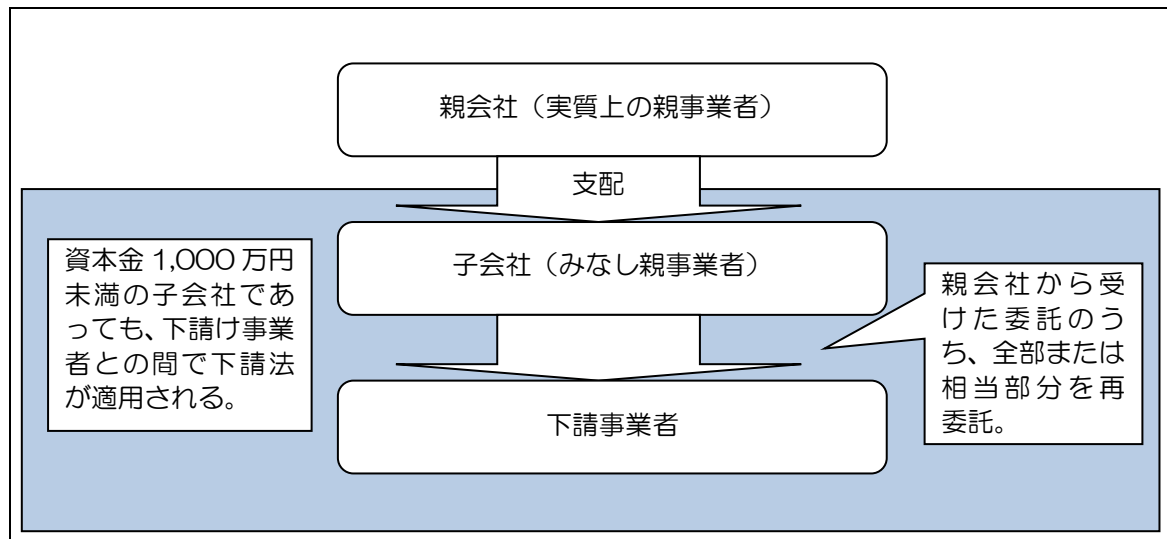
「トンネル会社」の規制

事業者が直接下請事業者に委託をすれば下請法の対象となる場合に、資本金が3億円（又は5千万円）以下の子会社（いわゆるトンネル会社）等に発注し、この子会社が請け負った業務を再委託し、同法の規制を免れるというような脱法的行為を防止するため、次に掲げる2つの要件を満たしているときは、その子会社等が親事業者とみなされ、下請法の適用を受けることになる。

要件1：親会社から役員の任免、業務の執行又は存立について支配を受けている

要件2：親会社からの下請取引の全部又は相当部分について再委託する（例えば親会社から受けた委託の額または量の50%以上を再委託している場合）

図表 5 「トンネル会社」の規制



出典）一般社団法人日本動画協会「アニメーション制作取引における下請法」平成 23 年（2011 年）9 月

3) アニメーション制作業界における下請法の適用対象となる取引

アニメーション制作業界において、主に下請法の対象となるのは、「情報成果物の作成委託」取引である。

- 発注時に発注書が交付されない
- 取引条件が不透明である（発注時に発注内容や金額などの取引条件が確定していない）
- スケジュール調整が難しい（スケジュール変更による負担が大きい）
- 交渉力が弱く、取引条件の調整が難しい

「情報成果物」

下請法における「情報成果物」とは、①プログラム、②映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの（例えば、テレビ番組、テレビCM、ラジオ番組、映画、アニメーションなど）、③文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの（例えば、ポスター・商品・容器のデザイン、設計図、雑誌広告等）を指す。

アニメーション制作業務における契約の目的物の中では、最終成果物であるアニメーション及びアニメーションを構成することになる、絵コンテ、原画、動画、背景美術等、BGM等の音響データ、脚本、キャラクターデザイン、オリジナルテーマ曲の楽譜動画等が「情報成果物」に該当する。

「情報成果物作成委託」

アニメーション制作においては、親事業者が下請事業者に対して行う次の2つのケースが「情報成果物作成委託」に該当する。

①グロスでアニメーション制作を委託する場合

②アニメーション作品を構成することとなる情報成果物の制作を委託する場合

なお、②の例として、下請法に関する運用基準においては、「アニメーション制作業者が、製作委員会から制作を請け負うアニメーションの原画の作成を個人のアニメーターに委託すること。」が挙げられている。

参考「情報成果物作成委託」に該当しない業務

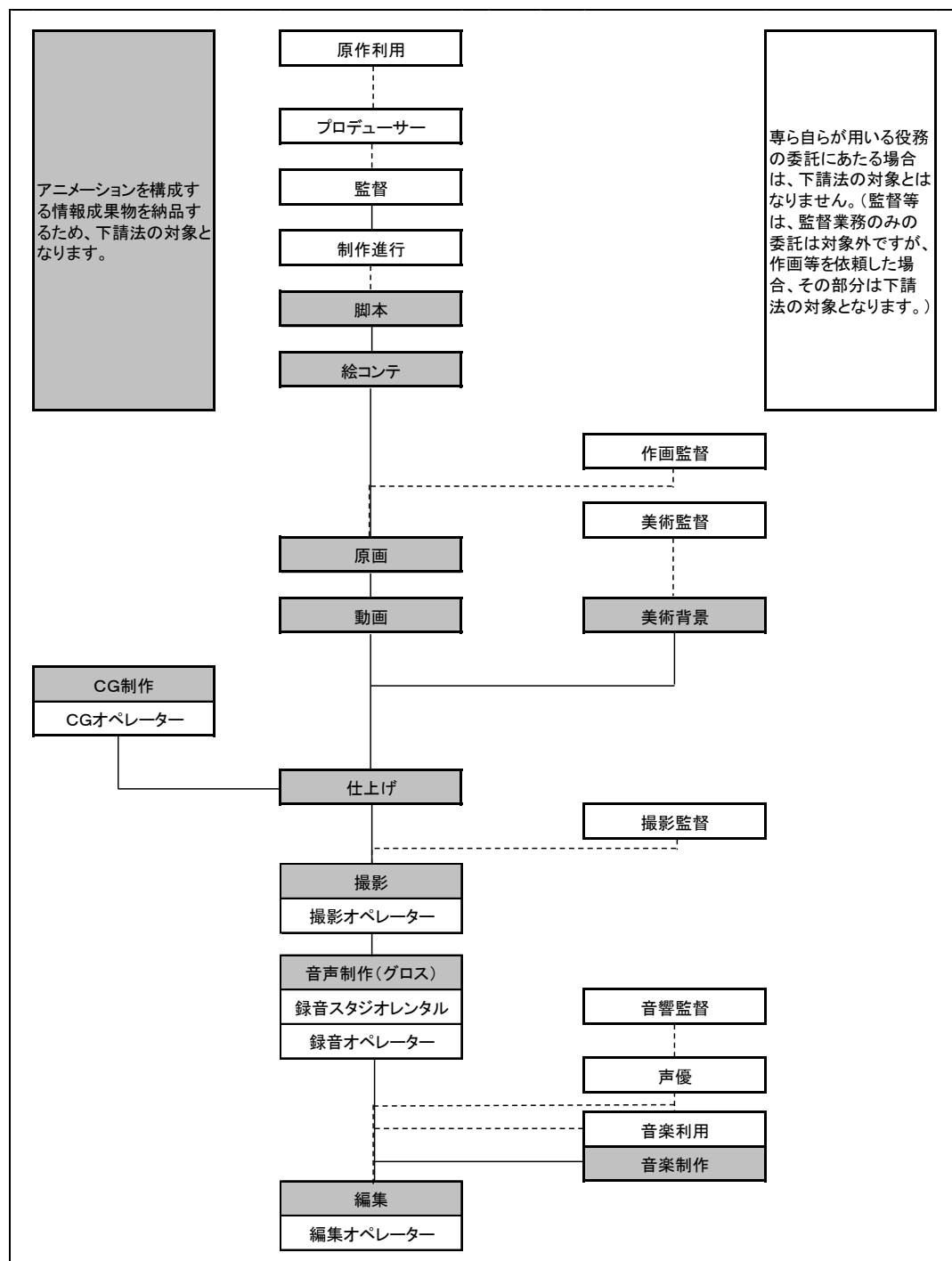
アニメーション制作過程で行われる業務で、例えば、アニメーション制作会社の指示の下で行われる監督、声優などの業務は、最終的な情報成果物であるアニメーションの制作に必要なものだが、役務（サービス）であるため、「情報成果物作成委託」には該当しない。

また、監督、声優などの役務の提供委託を受けた事業者が、他者にその一部又は全部を再委託する場合には、「役務提供委託」として下請法の対象となるが、グロスでアニメーション制作を請け負った事業者が、アニメーションの制作に必要な監督、声優などの役務を他者に委託することは、自ら用いる役務を委託するものであるため（他者から受注した役務の再委託ではないため）、下請法の対象にはならない。

アニメーション制作工程における下請法の適用対象となる業務

3)を踏まえ、アニメーション制作工程における業務ごとに「情報成果物作成委託」への該当・非該当を図示すると図表 6 のとおりとなる。網掛している業務は、「情報成果物作成委託」に該当する可能性があるものである。

図表 6 アニメーション制作工程における下請法対象業務



出典) 一般社団法人日本動画協会「アニメーション制作取引における下請法」平成 23 年 (2011 年) 9 月

4) アニメーション制作工程の各業務の下請法適用の判断目安

アニメーション制作工程におけるそれぞれの業務について、下請法の適用対象となる「情報成果物作成委託」への該当・非該当とその考え方を整理したものが以下の図表 7 である。実際の業務内容と照らして、下請法の対象となる取引内容であるかどうかを判断する際の目安とされたい。

なお、下表では、主な作業工程の発注について、標準的と思われる取引形態を想定して記載している。取引形態によっては、下表と異なり、下請法の対象となる場合も考えられる。個々の取引ごとに、取引内容を確認して、下請法に基づく下請取引に該当するか否かを確認されたい。

図表 7 アニメーション制作工程の各業務における下請法適用の判断目安

委託業務内容	情報成果物作成委託の該当	解説
プロデューサー	×	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
監督	×	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。ただし、監督が絵コンテなどを描き、最終的な情報成果物を構成する素材の作成もあわせて委託を受ける場合は、当該絵コンテ作成に関わる取引については情報成果物作成委託にあたる。
制作進行	×	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
脚本	○	最終的な情報成果物を構成する脚本の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。
原作利用	×	著作権の利用に関わる契約は、下請取引に該当しない。
絵コンテ	○	最終的な情報成果物を構成する絵コンテの作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。
原画	○	最終的な情報成果物を構成する原画の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。
動画	○	最終的な情報成果物を構成する動画の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。
作画監督	×	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。ただし、作画監督が絵コンテ、原画等を担当した場合、それらの作成の委託については、情報成果物作成委託にあたる。
仕上げ (スキャン・色彩等)	○	最終的な情報成果物を構成する画像データを作成するため、情報成果物作成委託にあたる。ただし、受託者が監督等の指示の下で仕上げ作業を遂行する場合には、最終的な情報成果物の作成に必要な役務提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
背景美術	○	最終的な情報成果物を構成する背景美術の作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたる。
美術監督	×	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。ただし、美術監督が実際に作中で使用される背景美術を担当した場合、それらの作成の委託については、情報成果物作成委託にあたる。
CG (グロス発注)	○	最終的な情報成果物を構成するCG映像データを作成するため、情報成果物作成委託にあたる。
CGオペレーター	×	監督等の指示の下でCG制作 (オペレーション) を行うオペレーターの委託は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
撮影 (グロス発注)	○	最終的な情報成果物を構成する撮影映像データを作成するため、情報成果物作成委託にあたる。ただし、受託者が監督等の指示の下撮影作業を遂行する場合には、最終的な情報成果物の作成に必要な役務提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。

委託業務内容	情報成果物作成委託の該当	解説
撮影オペレーター	×	監督等の指示の下で撮影作業（オペレーション）を行うオペレーターの委託は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
撮影監督	×	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
編集（グロス発注）	○	最終的な情報成果物となる編集した作品の編集映像データを作成するため、情報成果物作成委託にあたる。ただし、受託者が監督等の指示の下で撮影作業を遂行する場合（編集オペレーター）には、最終的な情報成果物の作成に必要な役務提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
編集オペレーター	×	監督等の指示の下で編集作業（オペレーション）を行うオペレーターの委託は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
音声制作（グロス発注）	○	最終的な情報成果物を構成する音声データの作成を委託するため、情報成果物作成委託にあたらぬ。ただし、受託者が監督等の指示の下で作業を遂行する場合（録音オペレーター）は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
録音スタジオレンタル	×	下請取引に該当しない。
録音オペレーター等	×	監督等の指示の下で録音作業（オペレーション）を行うオペレーターの委託は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
声優	×	監督等の指示の下で演技を行う声優の委託は、最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
音楽監督	×	最終的な情報成果物の作成に必要な役務の提供にあたり、情報成果物作成委託にはあたらない。
音楽利用	×	著作権の利用に関わる契約は、下請取引に該当しない。
音楽制作	○	著作権の許諾契約ではなく、作品中で利用する音楽を発注した場合には、最終的な情報成果物を構成する音楽の作成委託にあたらぬ。

（４）立入検査および下請法に違反した場合（勧告、罰則および社会的な評価への影響）

1) 書面調査、立入検査の実施

公正取引委員会及び中小企業庁では、下請取引が公正に行われているか否かを把握するため、毎年、親事業者、下請事業者に対する書面調査を実施している。また、必要に応じて、親事業者の保存している取引記録の調査や立入検査を実施している。

2) 改善指導及び勧告等

親事業者が下請法に違反した場合、公正取引委員会又は中小企業庁から、違反行為を取り止めて原状を回復させること（減額分や遅延利息の支払等）が求められるとともに、再発防止措置を行うよう改善指導を受けることになる。

また、問題の大きな事案については、中小企業庁から公正取引委員会への措置請求や公正取引委員会による勧告が行われることになる。原則として、企業名、違反事実の概要、勧告の概要等が公表されることになる（図表 8 および図表 9 参照）。

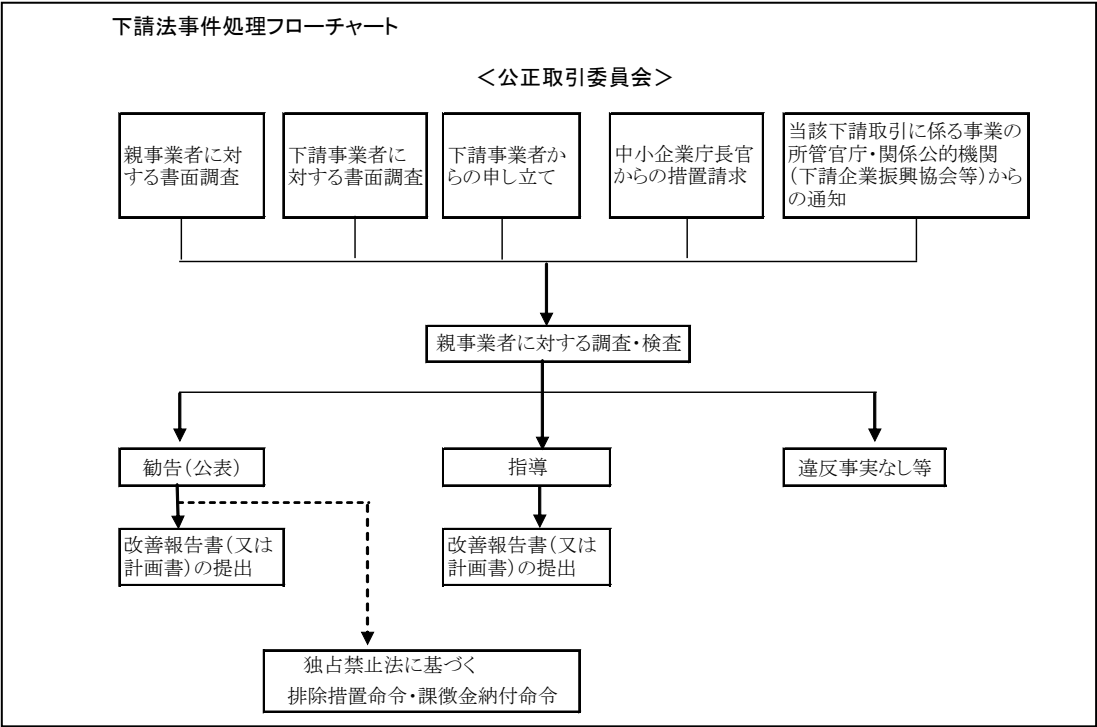
3) 罰則

親事業者が、発注書面を交付する義務、取引記録に関する書類の作成・保存義務を守らなかった場合には、違反行為をした者（本人）のほか、会社も 50 万円以下の罰金に処せら

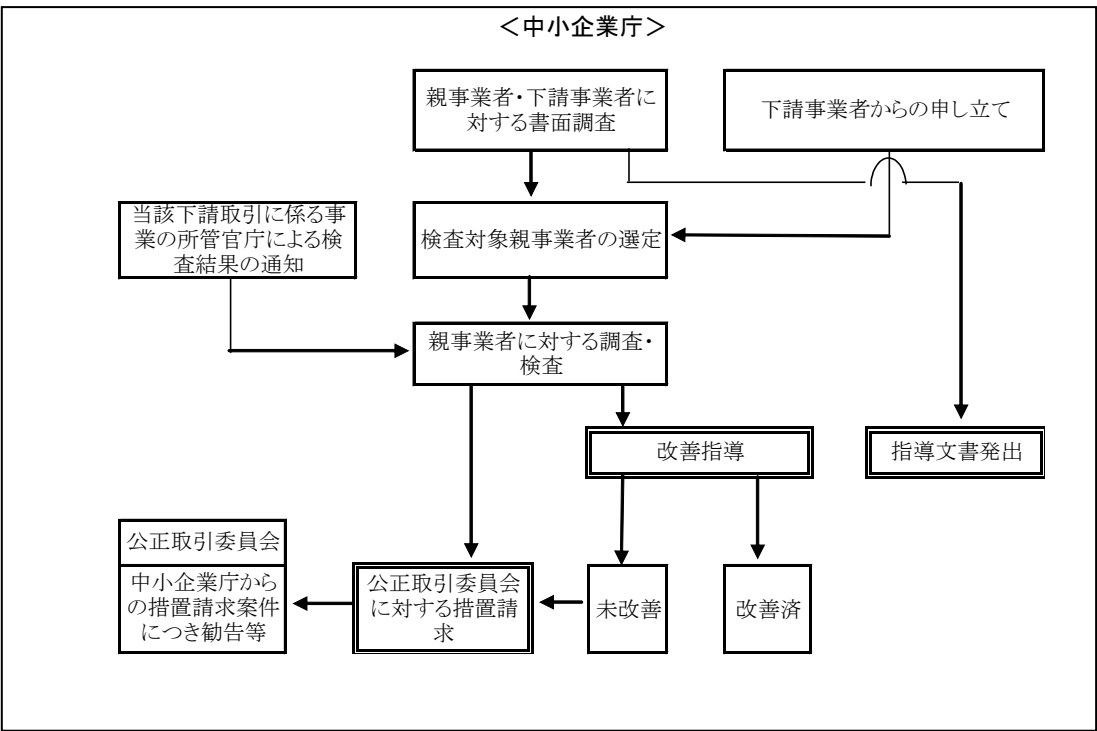
れる。

また、親事業者に対する定期的な書面調査において報告をしなかったり、虚偽の報告をすること、公正取引委員会や中小企業庁の職員による立入検査を拒んだり、妨害した場合も同様に罰金に処せられる。

図表 8 公正取引委員会による下請法事件処理の流れ



図表 9 中小企業庁による措置請求の流れ



4) 社会的評価への影響

問題の大きな事案により企業名、違反事実が公表されると、企業の法令遵守を求めるよう要請が高まるなか、下請法違反を行った企業は、社会的な評価を損ね、企業価値に影響を受けることに繋がりがねない。

(5) 下請法の判断にあたっての留意点

1) 下請法の適用は、取引相手、取引ごとに判断する

下請法の適用対象となる取引（下請取引）であるか否かは、発注者及び受注者の資本金規模と取引内容によって、個々の取引ごとに判断されるため、個々の取引に着目し、下請取引の適正な管理を行う必要がある。

2) 親子会社間の取引

親子会社間の取引についても、下請法の適用が除外されるものではないが、親会社が子会社の議決権の 50%超を所有するなど実質的に同一会社内での取引とみられる場合は、運用上問題とされない。

3) 海外の事業者との取引

下請法は、国内の下請事業者の利益保護を目的としているため、海外に資本がある事業者（日本法人でない場合）であっても、日本国内に事業拠点を置いて取引を行えば、同法の対象になり得る。

一方で、海外に資本がある事業者が国内に事業拠点を設けず、海外から直接取引を行っている場合には、下請法の適用は個別事案ごとに判断されるが、取引の適正化の観点から、発注書面の交付、下請代金の支払等が適正に行われることが望まれる。

2-3-3 独占禁止法

(1) 独占禁止法の優越的地位の濫用

アニメーション制作業界においては、資本規模の要件によって下請法が適用されない取引が多い。その場合であっても、「優越的地位」にある事業者が、取引の相手方に対し、受領拒否、返品、支払遅延、減額、取引の対価の一方的決定、やり直しの要請などの行為を行えば、独占禁止法に規定されている「不公正な取引方法」の1つである「優越的地位の濫用」に該当する場合がある。

(2) 優越的地位とは何か

「優越的地位の濫用」とは、自己の取引上の地位が、取引の相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、取引の相手方に不利益を与えることをいう。

「優越的地位」とは、相手方にとって、行為者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来たすため、行為者が相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、相手方がこれを受け入れざるを得ないような場合である。相手方の行為者に対する取引依存度、行為者の市場における地位、相手方にとっての販売先変更の可能性、取引当事者間の事業規模の格差、取引の対象となる商品役務の需給関係等を総合的に考慮して判断される。

(3) 優越的地位の濫用となる行為類型

正常な商習慣に照らして不当に不利益を与える行為として以下のような例が挙げられる。これらは独占禁止法に該当する可能性がある。

問題となる行為	行為の概要とその理由
①購入・利用強制（独占禁止法第2条第9項第5号イ）	優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対し、取引に係る商品又は役務以外の商品等の購入を要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響を懸念して、事業遂行上必要としない商品又は役務の購入の要請を受け入れざるを得ない場合
②不当な経済上の利益の提供の要請（独占禁止法第2条第9項第5号ロ）	優越的地位にある事業者が、正当な理由なく、取引の相手方に対し、発注内容に含まれていない、協賛金等の負担、従業員等の派遣の要請、知的財産権等の無償提供を要請する場合であって、当該取引の相手方が今後の取引に与える影響を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合
③受領拒否（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）	優越的地位にある事業者が、取引の相手方から商品を購入する契約をした後において、正当な理由なく、当該商品の全部又は一部の受領を拒む場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合
④返品（独占禁止法第2条第9項第5号ニ）	優越的地位にある事業者が、取引の相手方に対し、当該取引の相手方から受領した商品を返品する場合であって、当該取

問題となる行為	行為の概要とその理由
	引の相手方にあらかじめ計算できない不利益を与えることとなる場合、その他正当な理由がないのに返品する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合
⑤支払遅延（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）	優越的地位にある事業者が、正当な理由なく、契約で定めた支払期日に対価を支払わない場合であって、取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合
⑥減額（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）	優越的地位にある事業者が、商品等を購入した後において、正当な理由がないのに、契約で定めた対価を減額する場合であって、取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合
⑦その他取引の相手方に不利益となる取引条件の設定等（独占禁止法第2条第9項第5号ハ）	優越的地位にある事業者が、 1) 取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価又は著しく高い対価での取引を要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念して、それを受け入れざるを得ない場合、 2) 正当な理由がないのに、取引の相手方から商品を受領した後又は役務の提供を受けた後に、当該取引の相手方に対し、やり直しを要請する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合、 3) 上記③～⑥ならびに⑦1)、2)の他、一方的に、取引の条件を設定し、もしくは変更し、又は取引を実施する場合であって、当該取引の相手方が、今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合

（４）優越的地位の濫用に該当する場合に受ける措置

公正取引委員会によって「優越的地位の濫用」と判断されると、排除措置命令及び課徴金納付命令を受ける場合がある。

また、「優越的地位の濫用」が継続されて行われた場合、課徴金が課せられる（独占禁止法第20条の6）。課徴金対象期間は、当該行為をした日から当該行為がなくなるまでであり。この期間が3年を超える場合は、当該行為がなくなる日から遡って3年間とされる。課徴金の額は、「優越的地位の濫用」行為を受けた相手方との取引額の1%とされており、当該行為が商品又は役務の供給を受ける相手方に対するものである場合には、当該行為の相手方との間における購入額とし、当該行為の相手方が複数ある場合は当該行為のそれぞれの相手方との間における売上額又は購入額の合計額とするとされている（独占禁止法第20条の6）。

算定率は1%とカルテルや私的独占よりも低いにもかかわらず、非常に高額な納付命令を受ける事例が発生しているため、コンプライアンスを徹底することが極めて強く要請される。

2-3-4 消費税転嫁対策特別措置法

(1) 消費税転嫁対策特別措置法とは

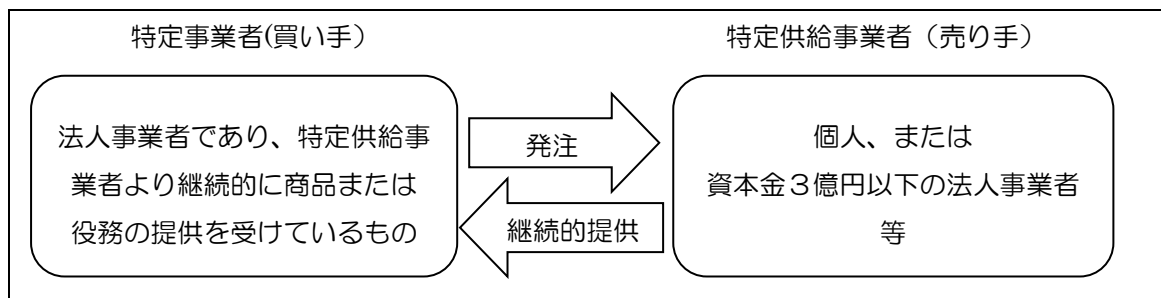
「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成 25 年法律第 41 号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定され、平成 25 年(2013 年)10 月 1 日に施行された。

(2) 消費税転嫁対策特別措置法の適用対象及び違反行為等

消費税転嫁対策特別措置法では、特定事業者(買い手)が特定供給事業者(売り手)に対して消費税をめぐって行ってはならない違反行為を規定している。

アニメーション制作業界において想定されるのは、個人または資本金額 3 億円以下の法人事業者等(特定供給事業者(売り手))と、継続的に商品または役務の提供を受ける法人事業者(特定事業者(買い手))との関係における、買い手に対する行為である。

図表 10 アニメーション制作業界における消費税転嫁対策特別措置法の適用対象



注釈) 同法のその他の適用対象は、大型小売業であることから、アニメーション制作業界では想定されにくい。

特定事業者(買い手)が特定供給事業者(売り手)に対して行ってはならない行為は以下のとおりである。特定事業者がこれらの行為を行った場合は公正取引委員会等による指導・助言、勧告・公表等の措置の対象となる。

禁止事項	禁止行為の概要
減額の禁止	特定事業者が特定供給事業者に対して、本体価格に消費税分を上乗せした額を対価とする旨契約していたが、消費税分の全部又は一部を事後的に対価から減じること
商品購入、役務利用又は利益提供の要請の禁止	消費税率引上げ分を上乗せすることを受け入れる代わりに、取引先にチケットを購入させること
本体価格での交渉の拒否の禁止	本体価格で交渉したいという申出を拒否すること
報復行為	公正取引委員会等転嫁拒否の実態を訴えた特定供給事業者に対して「報復行為(取引数量の削減、取引停止、その他不利益な取扱い)」を行うこと

（３）免税事業者の取り扱い

消費税では、その課税期間の基準期間における課税売上高が 1,000 万円以下の事業者は、納税の義務が免除される（消費税法 第 9 条 小規模事業者に係る納税義務の免除）。また、新たに設立された法人については、設立 1 期目及び 2 期目の基準期間はなく、原則として納税義務が免除される²。

なお、免税事業者であっても特定供給事業者³に該当するため、特定事業者は免税事業者である納入業者に対しても消費税転嫁対策特別措置法で禁止する消費税の転嫁拒否等の行為を行ってはならない。特定事業者は、本体価格に消費税を上乗せして対価を定める必要があるが、免税事業者であることを理由として、消費税を上乗せせず対価を定めたり、仕入れ等の諸経費に係る消費税負担分のみを上乗せして対価を定めたりすることは、合理的な理由がない限り、「買いたたき」（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段）に該当し、違反となる。また、消費税を上乗せして対価を取り決めた後に、納入業者が免税事業者であることが判明し、それを理由として消費税相当分又はその一部の金額を減じて支払ったり、当該金額を徴収したりする場合、「減額」（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号前段）に該当し、違反となる。商品購入の要請等の他の消費税の転嫁拒否等の行為についても同様である。

２－３－５ その他の法令（下請中小企業振興法等）

上記で説明した法のほかにも、親事業者の協力のもとに下請中小企業の体質を根本的に改善し独立性ある企業へと育成することを目的とする「下請中小企業振興法」があり、価格の決定方法に関する基準などを規定しているため、必要に応じ第 3 章で触れる。

さらに、下請法と関連が深い法令に、著作権法やその他の知的財産権法が挙げられる。著作権法上、原稿、イラスト、ビデオ等の作成依頼の場合は、依頼を受けて作成した者が著作権者として、権利の保護を受けることになる。著作権者は自分の作った著作物を無断で利用されない権利を持っているため、著作物を利用する場合には、原則として、著作権者の了解が必要である。これらについても「第 3 章 アニメーション制作業界の取引と法令」で触れている。

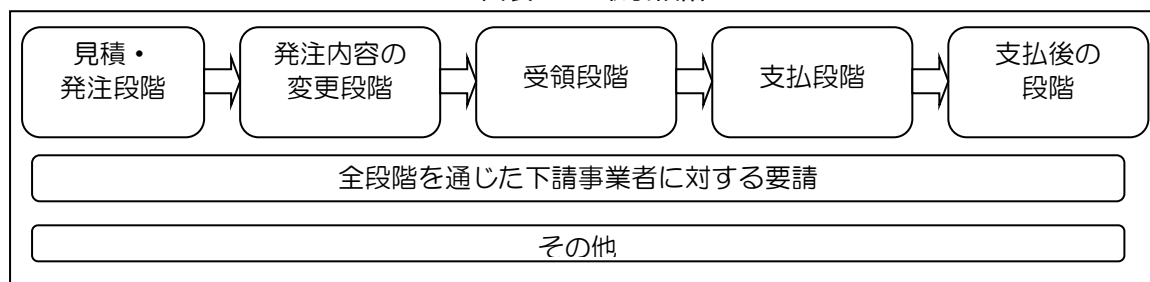
² 詳細の条件は国税庁ウェブサイトを確認いただきたい

<https://www.nta.go.jp/shiraberu/zeiho-kaishaku/tsutatsu/kihon/shohi/01/04.htm>

第3章 アニメーション制作業界の取引と法令

本章では、下請法、下請中小企業振興法等に基づく取引上の留意事項を以下の取引段階別に分けて整理する。それぞれの取引段階別に①取引において留意すべき事項と、②アニメーション制作業界において問題となる具体的取引事例を記載する。

図表 11 取引段階



3-1 見積・発注段階

3-1-1 取引条件の協議・発注段階の留意事項

（1）取引条件に関する十分な事前協議

下請取引における取引条件に係る協議にあたっては、本来ならば下請事業者に対して、可能な限り詳細な仕様や取引条件を提示するとともに、下請事業者から見積書の提出を求める等、事前に十分な協議を行うことが必要である。しかし、アニメーション業界では下請事業者から見積りを示して予算を調整することは少なく、発注者から仕様（例：原画のカット等）が提示され、下請事業者が一般的な相場観を想定しながら、それを受託するか否かを検討することが多いのが現状となっている。

また、下請法の適用とならない取引においても、例えば、制作過程において、下請事業者が見積段階で想定していなかった修正作業の発生が過度な負担となる場合があるが、あらかじめ、仕様変更が見込まれている場合には、下請事業者に対する見積の前提条件として「発注内容を変更する場合には、その費用について別途協議すること」等を示して、見積もり協議を行うとともに、発注書面等において、仕様変更に伴う下請事業者のコスト負担の増加に係る下請代金の見直しの方法等を明確にすることが必要である。

さらに、製作委員会から元請に対する発注においては、関係者が多いことから契約内容に関する合意の取り付けに時間がかかり、結果的に制作開始に先駆けた書面による確認が難しい場合も生じている。

後々のトラブルを防ぐためには、見積の前提条件、見積価格や納期の提示など書面によるやり取りを保存しておく必要がある。また、知的財産権やロイヤリティ（詳細は57ページ）の扱いなど、取引段階が進んだ際に問題となることを見通し、予め協議し、必要に応じて契約書に記載しておくことが肝要である。なお、特定供給事業者からの商品の供給に

関して特定事業者は、商品又は役務の供給の対価に係る交渉において、消費税を含まない価格を用いる旨の特定供給事業者からの申し出を拒むと、消費税転嫁対策特別措置法第3条第3号（本体価格での交渉の拒否）に該当し、問題となる。

本体価格交渉での拒否に該当する場合として、例えば下記のようなケースが該当する。

- ・ 特定事業者が、特定供給事業者が本体価格と消費税額を別々に記載した見積書等を提出したため、本体価格に消費税額を加えた総額のみを記載した見積書等を再度提出させた場合。
- ・ 特定事業者が、本体価格に消費税額を加えた総額しか記載できない見積書等の様式を定め、その様式の使用を余儀なくさせた場合。

（２）価格の決定方法

下請代金の決定に当たっては、「下請中小企業振興法第3条第1項の規定に基づく振興基準」（下請振興基準）を踏まえ、親事業者と下請事業者との協議の上決定することが必要である。

下請中小企業振興法は、親事業者の協力のもとに、下請事業者自らが、その事業を運営し、かつ、その能力を最も有効に発揮することができるよう体質を根本的に改善し、下請性を脱して独立性のある企業に育つことを目的としている。

親企業としても、下請中小企業が存在なくしては、より付加価値の高い製品・サービスを生み出していくことが困難であり、自らの発展もあり得ないという点を十分認識し、親企業としての立場を利用して下請中小企業に不当な取引条件を押し付けることなく、下請中小企業の体質改善、経営基盤の強化に対しその自主性を尊重しつつ積極的な協力を行うとともに、納期、納入頻度等における配慮等下請中小企業の労働時間短縮のための発注方式の改善等の協力を行うことが必要である。さらに、自らの努力により自主的に事業を運営し得る有能な企業に脱皮し、自立化や魅力ある職場づくりを行っていかうとする下請中小企業に対しては、その努力を阻害することなく、必要に応じこれに対する支援を行うことが望まれる。

（３）下請振興基準改正を踏まえた対価の決定方法の改善

取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定するものとする。

親事業者は、下請事業者から労務費の上昇に伴う取引対価の見直しの要請があった場合には、協議に応じるものとする。特に、人手不足や最低賃金（家内労働法（昭和45年法律第60号）に規定する最低賃金を含む。）の引上げに伴う労務費の上昇など、外的要因により下請事業者の労務費の上昇があった場合には、その影響を加味して親事業者及び下請事業者が十分に協議した上で取引対価を決定することが望ましい。

取引対価の決定の際、親事業者及び下請事業者は、取引の対象となる物品等に係る特許権、著作権等知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価並びに当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮することが望ましい。

上述の協議は、下請事業者が作成する見積書に基づき継続的な発注に係る物品等については少なくとも定期的に、その他の物品等については発注の都度行うものとする。また、材料費の大幅な変更等経済情勢の変化や発注内容の変更に応じ、対価について随時再協議を行うものとする。さらにこれらの協議の記録については両事業者において保存するものとする。

（４）買いたたきの禁止

親事業者が下請事業者と下請代金の額を決定する際に、その地位を利用して、通常支払われる対価に比べて著しく低い額を下請事業者に押し付けることは、下請事業者の利益を損ない、経営を圧迫することになるのでこれを防止するため、下請法では、買いたたきを禁止している（下請法第４条第１項５号）。

なお、ここで「通常支払われる対価」とは、当該給付と同種又は類似の給付について当該下請事業者の属する取引地域において一般に支払われる対価（すなわち市価）をいう。市価の把握が困難な場合は、それと同種又は類似の給付の内容（又は役務の提供）に係る従来の取引価格をいう。

下請法における買いたたきの該当基準

買いたたきに該当するか否かは、
①下請代金の額の決定に当たり、下請事業者と十分な協議が行われたかどうかなど対価の決定方法
②差別的であるかどうかなど対価の決定内容
③「通常支払われる対価」と当該給付に支払われる対価との乖離状況
④当該給付に必要な原材料等の価格動向
等を勘案して総合的に判断されることとされている。

１）買いたたきに該当する違反行為事例

買いたたきに該当する違反行為の具体的な事例としては以下のようなものが挙げられる。

買いたたきに該当する違反行為事例

- ・大量発注を前提に、下請事業者に見積りをさせて単価を決定したが、実際はごく少量しか発注しない場合
- ・下請事業者に見積段階より発注内容が増えたのにもかかわらず、下請代金の額の見直しをせず、当初の見積価格を下請代金の額として定める場合
- ・親事業者が、一律一定率で単価を引き下げて下請代金の額を定めること
- ・親事業者の予算単価のみを基準として、一方的に通常支払われる対価より低い単価で下請

代金の額を定めること

- 合理的な理由がないにもかかわらず、特定の下請事業者を差別して取り扱い、他の下請事業者より低い下請代金の額を定めること
- 情報成果物作成委託において給付の内容に知的財産権が含まれている場合、当該知的財産権の対価について、下請事業者と協議することなく、一方的に通常支払われる対価より低い額を定めること

2) 下請法における発注内容に知的財産権が含まれる場合の下請代金の額の決定

発注内容に著作権等の知的財産権の譲渡・許諾が含まれる場合には、発注書面に著作権等の譲渡や使用許諾の範囲を明確に記載するとともに、その内容に応じた対価を含め下請代金を決定することが必要である。

この場合において、親事業者が著作権等の知的財産権の対価について、下請事業者と十分協議することなく、一方的に通常支払われる対価よりも著しく低い額を定めることは、「買いたたき」として問題となるおそれがある。

また、著作権等の知的財産権を無償で譲渡等するよう要請した場合には、「不当な経済上の利益提供要請」に該当し、下請法上問題となるおそれがある。

さらに、特定供給事業者からの商品の供給に関して、特定事業者は、消費税率引上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに著作権等の知的財産権を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供するよう要請した場合には、消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号（利益提供の要請）に該当し、問題となるおそれがある。

（５）消費税転嫁対策特別措置法における買いたたき

特定供給事業者からの商品の供給に関して、特定事業者は、対価の額を通常支払われる対価に比して低く定めることにより、特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むと、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段（買いたたき）に該当し、問題となる。

買いたたきのうち、消費税転嫁対策特別措置法上の違反行為例

- ① 対価を一律に一定比率で引き下げて、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合
- ② 免税事業者である取引先に対し、免税事業者であることを理由に、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合。この点については、免税事業者であっても、他の事業者から仕入れる原材料や諸経費の支払において、消費税額分を負担している点に留意する必要がある。
- ③ 消費税率が２段階で引き上げられることから、２回目の引上げ時に消費税率引上げ分の全てを受け入れることとし、１回目の引上げ時においては、消費税率引上げ前の対価に消費税率引上げ分を上乗せした額よりも低い対価を定める場合。

ただし、対価の額を通常支払われる対価に比して低く定めることに「合理的な理由」がある場合には、消費税転嫁対策特別措置法の買いたたきにはあたらない。

買いたたきとならない合理的な理由がある場合としては、例えば、下記のようなケースが該当する。

買いたたきとならない合理的な理由

- 原材料価格等が客観的にみて下落しており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該原材料価格等の下落を対価に反映させる場合
- 特定事業者からの大量発注、特定事業者と特定供給事業者による商品の共同配送、原材料の共同購入等により、特定供給事業者にも客観的にコスト削減効果が生じており、当事者間の自由な価格交渉の結果、当該コスト削減効果を対価に反映させる場合
- 消費税転嫁対策特別措置法の施行日前から、既に当事者間の自由な価格交渉の結果、原材料の市価を客観的に反映させる方法で対価を定めている場合

なお、「自由な価格交渉の結果」とは、当事者の実質的な意思が合致していることであって、特定供給事業者との十分な協議の上に、当該特定供給事業者が納得して合意しているという趣旨である。

3-1-2 取引条件の協議・発注段階で問題となるおそれのある取引事例と考え方

(1) 一方的な価格決定

【事例】

「親事業者は、アニメーションの原画の作成を下請事業者である個人のアニメーターに委託しているところ、親事業者の要望を反映させることにより作成費用が当初の見積もりよりも割高になることを理由に下請事業者から下請代金の引上げを求められたにもかかわらず、そのような費用増を考慮することなく、当初の見積価格により通常の対価を大幅に下回る下請代金の額を定めた。

【考え方】

- 親事業者が一方的に単価を指定すること、いわゆる「指値」により、通常支払われる対価より低い単価で下請代金の額を定めることは、「買いたたき」として、下請法上問題となるおそれがある。
- 親事業者は、下請事業者から見積書を提出してもらうなどして、下請代金について十分に話し合い、親事業者と下請事業者の双方の納得のいく額とすることが必要である。

（２）著作権の対価

【事例】

「背景画の制作業務において、下請事業者に知的財産権が発生する情報成果物の作成を委託したが、発注時には、その譲渡等の対価の設定が困難であるため、下請事業者から著作権の譲渡をさせるが、その対価を含めず、下請代金を決定した。」

【考え方】

- ・下請事業者との十分な協議・取り決めがなされないまま、親事業者が情報成果物作成委託において発生した著作権等の知的財産権を一方的に親事業者に帰属させ、それを利用するようなことは、「買いたたき」として下請法上問題となるおそれがある。この場合、著作権等の知的財産権の帰属の有無や権利行使の内容によっては対価が異なってくる可能性があるため、見積協議等を通じて、親事業者と下請事業者が十分に協議を行い、両者で合意内容（著作権の譲渡・使用許諾の範囲等）を明確にし、その内容を発注書面等に記載することが必要である。
- ・なお、下請事業者に対する委託内容に知的財産権の譲渡が含まれていない場合において、下請事業者が発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて、無償で親事業者が利用することを許諾させることや譲渡させることは、「不当な経済上の利益の提供要請」に該当するものとして、下請法上問題となるおそれがある。
- ・また、特定供給事業者からの商品の供給に関して、特定事業者は、消費税率引き上げ分の全部又は一部を上乗せすることを受け入れる代わりに著作権等の知的財産権を無償又は通常支払われる対価と比べて著しく低い対価で提供しよう要請した場合には、消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号（利益提供の要請）に該当し、問題となるおそれがある。

（３）消費税率引き上げ分

【事例】

「アニメーターへの原画・動画の発注において、委託料に消費税を含む額で定め、消費税率の引上げ後も、消費税率の引上げ前と同額の委託料を支払った。」
「増税前に委託費とは別に消費税を受け取っていたが、増税後の支払いのタイミングについては委託費は内税であると伝えられた。」

【考え方】

- ・消費税を上乗せせず対価を定めたり、仕入れ等の諸経費に係る消費税負担分のみを上乗せして対価を定めたりすることは、合理的な理由がない限り、「買いたたき」（消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号後段）に該当し、違反となる。
- ・消費税転嫁対策特別措置法では、価格の表示に関する特別措置が設けられており、事業者は、消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁のため必要がある場合には、現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じているときに限り、税込価格を表示することを要しない（総額表示義務の特例）。ただし、税込価格を表示しない事業者は、できるだけ速やかに税込価格を表示するように努めなければならない。

3-1-3 発注段階の留意事項

(1) 発注書面の交付義務

口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、親事業者は発注に当たって、発注内容を明確に記載した書面を交付しなければならない（下請法第3条）。親事業者が発注書面に記載すべき事項については、下請法第3条、同施行規則及び同法に関する運用基準で具体的に定められており、原則として、取引ごとに該当する事項をすべて決定した上で記載する必要がある。

図表 12 発注書面に記載が必要な事項

①親事業者及び下請事業者の名称
②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日（発注日）
③下請事業者の給付の内容（発注内容）
④下請事業者の給付を受領する期日（納期）
⑤下請事業者の給付を受領する場所（納入場所）
⑥下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、その検査を完了する期日
⑦下請代金の額（算定方法による記載も可）
⑧下請代金の支払期日
⑨手形を交付する場合は、その手形の金額（支払比率でも可）及び手形の満期
⑩一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日
⑪電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日
⑫原材料等を有償支給する場合は、その品名、数量、対価、引渡しの期日、決済期日、決済方法

1) 発注書面の例

上記の規則に定められた事項をひとつの書式で網羅することが可能である。

図表 13 規則で定められた事項をすべて網羅する発注書式のサンプル（参考）

注文書		
○×株式会社 殿①		平成○年○月○日② △△株式会社①
発注内容③ 注文品や作業等の内容が十分に理解できるように記入する 作業等の内容が十分に理解できるように記入する		
納期④ 平成○年×月×日	納入場所⑤ 弊社本社△△課	検査完了期日⑥ 平成○年×月××日
下請代金額（円）⑦ 100,000 円	支払期日⑧ 平成○年××月×日	支払方法 現金
○ 本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。		

なお、関連書式については巻末 65 ページの書面例も参照のこと。

2) 共通する記載事項をあらかじめまとめておく方法

下請取引は継続的に行われることが多いため、取引条件について基本的事項（例えば支払方法、検査期間等）が一定している場合には、これらの事項に関してはあらかじめ別の書面（基本契約書や取引基本通知書等）により通知することで、個々の発注に際して交付する書面への記載が不要となる。基本契約書等を締結し、そのうえで具体的な作業の発注（金額やカット番号等の指示）は、個別の発注書によって行うという方法である。

この場合には、発注書面に「下請代金の支払方法等については平成〇年〇月〇日付け（あるいは現行の）『支払い方法等について』による」ことなどを付記して発注書面との関連付けをしておかなければならない。

図表 14 共通する記載事項に関する文書の記載例（参考）

		平成〇年〇月〇日
_____ 殿		〇〇〇株式会社
支払い方法等について		
当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御承諾下さい。 なお、御承諾の場合は、ご連絡下さい。		
記		
1	支払制度	納品毎月〇日締切 翌月〇日払
2	支払方法	支払総額〇円未満現金 支払総額〇円以上 現金〇% 手形〇% 手形期間〇日 一括決済方式〇% (金融機関名 決済は支払期日から起算して〇日目) 電子記録債権〇% (決済は支払期日から起算して〇日目)
3	検査完了期日	納品後〇日
4	実施期間	平成〇年〇月〇日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間 (新たな通知の実施期間の開始日の前日まで)

基本契約書において、著作権の譲渡や使用許諾、守秘義務等の基本的な事項も併せて取り決めておくことによって、取引の安定性や透明性を高めることが期待できる。

3) 下請代金の記載

下請代金の額を記載する場合

「下請代金の額」は、発注時に協議して決定した具体的な金額を明確に記載することが原則である。

算定方法を記載する場合

具体的な下請代金の額を記載することが困難なやむを得ない事情がある場合、次の要件を備えた算定方法（例：工賃〇円×所要時間数＋原材料費）による記載が認められている。

- ①下請代金の具体的な金額を自動的に確定するもの。
- ②発注書面とは別に算定方法を定めた書面を交付する場合は、これらの書面の関連付けを行うこと。
- ③下請①代金の具体的な金額を確定した後は、速やかに下請事業者へ書面にて交付すること。

4) 例外的な発注書面の交付方法

a) 委託時点で定められない事項がある場合

委託時点では、発注書面の具体的必要記載事項のうち、定められない事項があり、その定められない理由に正当性がある場合（例：広告制作物の作成委託において制作物の具体的な内容が確定していない場合等）には、当該定められない事項以外の必要記載事項を記載した書面（当初書面）を交付することが認められている。

なお、この場合には、以下①～③を行うことが必要となる。

- ①記載しなかった事項について、内容が定められない理由及びその内容を定めることとなる予定期日を当初書面に記載すること。
- ②当初書面に記載しなかった事項については、その内容が確定した後、直ちに当該事項を記載した補充書面を交付すること。
- ③当初書面と補充書面との関連づけをしておくこと。

b) 正当な理由があるとして例外的な発注書面の交付が認められる場合

取引の性質上、委託した時点では具体的な必要記載事項の内容が定められることができないと客観的に認められる場合であり、例えば、ユーザーとの取引価格が決定していないためなど具体的記載事項の内容について決定できるにもかかわらず決定しない場合や、下請代金の額として「算定方法」を記載することが可能である場合には「正当な理由」とは認められない。

■正当な理由があると認められる例

放送番組の作成委託において、タイトル、放送時間、コンセプトについては決まっているが、委託した時点では、放送番組の具体的な内容については決定できず、「下請代金の額」が定まっていない場合

図表 15 補充書面の例（参考）

当初書面の例	補充書面の例						
注文書 ○×株式会社 殿 平成○年○月○日② △△株式会社 給付の内容 品名 ○△□ ※詳細仕様は未定（後日交付する「○○仕様書」による。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">納期 平成○年×月×日</td> <td style="width: 33%;">納入場所 本社△△課</td> <td style="width: 33%;">検査完了期日 平成○年×月××日</td> </tr> <tr> <td>下請代金額(円) ※ 未定</td> <td>支払方法 現金</td> <td>支払期日 平成○年××月×日</td> </tr> </table> ※未定の事項の内容が定められない理由： ユーザーの仕様が未定のため ※未定の事項の内容が定めらる予定日： 平成○年○月○日	納期 平成○年×月×日	納入場所 本社△△課	検査完了期日 平成○年×月××日	下請代金額(円) ※ 未定	支払方法 現金	支払期日 平成○年××月×日	注文書 ○×株式会社 殿 平成○年○月○日② △△株式会社 給付の内容 「○○仕様書」のとおり 下請代金金額(円) 100, 000円 ※本注文書の金額は、消費税・地方消費税抜きの金額です。支払期日には法定税率による消費税額・地方消費税額分を加算して支払います。 ※本注文書は、平成○年○月○日付け注文書の記載事項を補充するものです。
納期 平成○年×月×日	納入場所 本社△△課	検査完了期日 平成○年×月××日					
下請代金額(円) ※ 未定	支払方法 現金	支払期日 平成○年××月×日					

5) 支払日の記載（支払期日を決める義務：下請法第2条の2）

親事業者は、物品等を受領した日（又は役務の提供を受けた日）から 60 日以内のできる限り短い期間内の日を支払期日として定めなければならない。親事業者が支払制度を定めている場合、例えば、月末日締め切りであれば翌月末支払とする必要がある。1 日に受領した物品等（提供を受けた役務）の場合は、受領日（役務提供日）から起算して当月末日で 30 日が経過し、翌月末日で 60 日に達する。なお、この 60 日は、月単位で定める場合は、2 か月としている。

また、仮に下請法に該当しない取引だったとしても、取引上の地位が相手方に対し優越している事業者が、一方的に対価の支払期日を遅く設定する場合は、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることとなりやすく、優越的地位の濫用行為に該当し、独占禁止法上問題となるおそれがある。

6) 「内示」と「発注」

内示とは、本来、発注そのものではなく、発注を予告する意味しか持たないが、口頭又は書面による内示であっても、受発注の実態からみて、内示の段階で製造に着手しないと納期に間に合わない場合には、現実に着手している実態があることから内示と称する時点が正式な発注とされる場合がある。この場合、当該内示の段階で発注書面を交付しなければ書面交付義務（下請法第3条）に違反するおそれがある。また、下請事業者が当該内示に基づいて制作した情報成果物等を納期に親事業者が受領しない場合には、「受領拒否」にも該当するおそれがあるので、注意が必要である。

7) 仕様・検査基準の明確化

仕様や検査基準が不明確であると、後々にトラブルが生じるおそれがある。

下請法では、親事業者が下請事業者に対して委託するものは、親事業者の仕様等に基づいた特殊なものが多いため、親事業者に受領を拒否された場合や返品された場合、下請事業者の利益が著しく損なわれる。これを防止するため、下請事業者に責任がないのに情報成果物等の受領を拒否することや受領後速やかに不良品を返品する場合を除き、一旦納品された情報成果物等を返品することを禁止している（「受領拒否の禁止」（下請法第4条第1項第1号）、「返品の禁止」（第4条第1項第4号））。

この場合の下請事業者の責任とは、

①注文と異なるもの又は給付に瑕疵等があるものが納入された場合

②指定した納期までに納入されなかったため、そのものが不要になった場合

（ただし、無理な納期を指定している場合などは除く。）

に限定されている。

したがって、仕様や検査基準をあらかじめ明確にし、親事業者と下請事業者の双方で合意しておくことが、下請法の違反防止や後々のトラブル回避のためには必要不可欠となる。

なお、例えば、発注当初に明確な検査基準を示さずに、発注後に恣意的に厳しい検査基準を設定することや、発注当初に比べて厳しい検査基準に変更し、検査の際に委託内容と異なる、あるいは、瑕疵等があるとして、費用の全額を負担することなく給付内容の変更を要請することは、「不当な給付内容の変更」に該当し、下請法上問題となる。

8) 有償支給原材料等の支給

アニメーション制作業界における支給原材料等には、紙、鉛筆等が含まれ、現状では多くの場合には無償で提供されている。

有償支給原材料等の支給は、支給材の売買契約だが、品質維持や改善等の必要性等正当な理由がないにもかかわらず、親事業者の指定する自社製品や他社製品を強制的に下請事業者に購入させることは、「購入強制の禁止」に該当し、下請法上問題となるおそれがあるので注意が必要である。

また、特定供給事業者からの商品の供給に関して、特定事業者は、自社の指定する商品を購入しなければ、消費税率引上げに伴う対価の引上げに当たって不利な取扱いをする旨を示唆する場合には、消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号（商品購入、役務利用の要請）に該当するので、注意が必要である。

ただし、取引上合理的必要性があり、特定供給事業者に不当に不利益を与えない場合は、商品購入又は役務利用の要請に該当しない。

9) 電磁的方法による提供（電子受発注）

発注書面の交付方法は、書面交付が原則とされているが、下請事業者の承諾を得た場合等においては、書面に代えて電子メール等の電磁的方法で提供することが認められている。

a) 書面の交付に代えて行うことができる電磁的記録の提供方法

以下の場合には書面の交付に代えることが認められているが、電子メール等での提供の場合、予め下請事業者の承諾を受けておくことが必要である。

- ①電気通信回線を通じて送信し、下請事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法（例：電子メール、EDI等）
- ②電気通信回線を通じて下請事業者の閲覧に供し、当該下請事業者のファイルに記録する方法（例：WEBのホームページを利用する方法等）
- ③下請事業者に磁気ディスク、CD-ROM等を交付する方法

b) 必要な措置・留意事項

■下請事業者の承諾が必要であること

親事業者は、あらかじめ使用する電磁的方法の種類（電子メール、WEB等）及び内容（フォトショップなどのファイルへの記録方法等）を示して、下請事業者から、書面又は電磁的方法による承諾を得ることが必要である。

■下請事業者からの承諾の撤回

下請事業者から、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があった場合には、親事業者は、当該申出以降は、書面に記載すべき事項を電磁的方法による提供を止め、書面を交付しなければならない。

図表 16 電子メール等で共通する記載事項に関する文書の記載例（参考）

平成○年○月○日

殿

〇〇〇株式会社

支払い方法等について

当社が今後発注する場合の支払方法等については下記のとおりとしたいので、御承諾下さい。なお、御承諾の場合は、ご連絡下さい。

記

1 支払制度	納品毎月○日締切 翌月○日払
2 支払方法	支払総額○円未満現金
	支払総額○円以上

現金○%

手形○% 手形期間○日

一括決済方式○%

(金融機関名 決済は支払期日から起算して○日目)

電子記録債権○%

(決済は支払期日から起算して○日目)

3 検査完了期日 納品後○日

4 実施期間 平成○年○月○日から、本通知の内容に変更があり新たに通知するまでの間（新たな通知の実施期間の開始日の前日まで）

1 0) 書類の作成・保存義務

親事業者は、下請事業者に対し製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした場合は、給付の内容、下請代金の額等について記載した書類を作成し2年間保存する義務がある（下請法第5条）。

親事業者が、下請取引の内容について記載した書類を作成し保存することによって、下請取引に係るトラブルを未然に防止するとともに、行政機関の検査の迅速さ、正確さを確保するためである。

親事業者が作成・保存する書類に記載が必要な事項

- ①下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- ②製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- ③下請事業者の給付の内容（発注内容）
- ④下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日・期間）
- ⑤下請事業者から受領した給付の内容及び給付を受領した日（役務提供委託の場合は、役務が提供された日・期間）
- ⑥下請事業者の給付の内容について検査をした場合は、検査を完了した日、検査の結果及び検査に合格しなかった給付の取扱い
- ⑦下請事業者の給付の内容について、変更又はやり直しをさせた場合は、内容及び理由
- ⑧下請代金の額（算定方法による記載も可※）
- ⑨下請代金の支払期日
- ⑩下請代金の額に変更があった場合は、増減額及び理由
- ⑪支払った下請代金の額、支払った日及び支払手段
- ⑫下請代金の支払につき手形を交付した場合は、手形の金額、手形を交付した日及び手形の満期
- ⑬一括決済方式で支払うこととした場合は、金融機関から貸付け又は支払を受けることができることとした額及び期間の始期並びに親事業者が下請代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払った日
- ⑭電子記録債権で支払うこととした場合は、電子記録債権の額、下請事業者が下請代金の支払を受けることができることとした期間の始期及び電子記録債権の満期日
- ⑮原材料等を有償支給した場合は、その品名、数量、対価、引渡しの日、決済をした日及び決済方法
- ⑯下請代金の一部を支払い又は原材料等の対価を控除した場合は、その後の下請代金の残額
- ⑰遅延利息を支払った場合は、遅延利息の額及び遅延利息を支払った日

※下請代金の額として算定方法を記載した場合には、その後定まった下請代金の額及びその定まった日を記載しなければならない。また、その算定方法に変更があった場合、変更後の算定方法、その変更後の算定方法により定まった下請代金の額及び変更した理由を記載しなければならない。

1 1) 電磁的記録の作成・保存

以上の項目を記録した電磁的記録を作成し、保存することが認められている。

3-1-4 発注段階で問題となるおそれのある取引事例と考え方

(1) 口頭での業務発注

【事例】

「テレビ局の関係等により、業務の細かい内容や取引条件等を下請事業者を示すことができないが、締切が決まっているため、口頭で下請事業者に業務を発注している。」

【考え方】

- ・下請取引において親事業者は、発注に際して具体的必要事項をすべて記載した発注書面（p.54 参照）を下請事業者に対して交付しなければならない（下請法第3条「書面交付の義務」）。
- ・なお、例外的な発注書面の交付方法として、例えば、放送番組に係る情報成果物作成委託において、その成果物の具体的な内容が確定していない場合等正当な理由がある場合には、あらかじめ定めることのできる内容を記載した上で、記載できなかった事項については、その理由と内容を定める予定期日を付記する方法が認められている。この場合には、当初、発注書面に記載されていない事項について、その内容が確定した場合には、直ちに、当該事項を記載した書面（補充書面）を交付することが必要となる。また、これらの書面について、相互の関連性が明らかになるようにすることが必要である。

発注書面の給付の内容については、委託内容を全て記載することが困難な場合でも、下請事業者が「給付の内容」を概ね理解できる程度の内容は記載する必要がある。アニメーションの制作工程ごとに、発注書面に記載する事項として以下の項目が想定されるため参考として掲げる。

発注書面に記載する事項の例（参考）

【発注書面の宛先】 発注書面に記載する事項の例

【脚 本】 作品名、原作の有無、シリーズ構成の有無、担当話数、シナリオ打合せ日

【監督・演出】 作品名、担当業務、担当話数、親事業者から下請事業者への提供材料（キャラクター設定、美術設定、シナリオ等）及び提供日

【絵コンテ】 作品名、担当業務、担当話数、提供材料及び提供日

【レイアウト・作画等】 作品名、レイアウト、原画、動画、グロス契約の場合の基準件数、話数、提供材料及び提供日

【背 景】 作品名、1話当たりのカット数、美術監督業務の有無、提供材料及び提供日

【仕上げ】 作品名、1話当たりの基準枚数、色指定、検査、話数、提供材料及び提供日

【撮 影】 作品名、話数、内容、提供材料及び提供日、収録・データ管理の有無

【音 響】 作品名、話数、作品内容、提供材料及び提供日、声優の指定の有無

【編 集】 作品名、話数、提供材料及び提供日

【話数（シリーズ）グロス】 作品名、担当話、担当工程、提供材料及び提供日

(2) 単価の記載なし

【事例】

「下請事業者に業務を委託する際には、発注書を交付しているが、必要記載事項のうち、下請代金に関わる内容として、数量（等）のみを記載し、単価は記載していない。単価については、別途、作業単価表を作成し、それを発注書とは別に下請事業者に渡している。」

【考え方】

- 発注書面の交付は、原則として発注の都度必要となる。しかしながら、継続的に取引を行っている下請事業者との間で、取引条件のうち基本的事項が一定している場合には、あらかじめ書面によって通知することで個々の発注の際に交付する発注書面に記載することを省略できる。
- ただし、発注書面に記載の委託内容に一致する単価が明確に分かること並びに発注書面に「単価に関しては、●年●月●日付けで交付した作業単価表による」等を付記し、関連付けを行うこと及び「新たな通知が行われるまでの間は有効である」旨を明記することが必要となる。

(3) 個人に対する発注書面なし

【事例】

「会社等の「法人」に業務を委託する場合は、発注書面を交付しているが、「個人事業者」（雇用契約がない関係性にある個人等）に業務を委託する場合には、発注書面を交付していない。」

【考え方】

- 下請法上、下請事業者とは、「個人又は資本金の額もしくは出資の総額が一定の額以下の法人たる事業者」と規定されている。
- したがって、親事業者は、下請事業者が個人であるか法人であるかを問わず、口頭発注による様々なトラブルを未然に防止するため、親事業者は発注に当たって、発注内容を明確に記載した書面を交付しなければならない。記載すべき事項は、次のとおり規則で具体的に定められており、原則として該当するものをすべて決定した上で記載する必要がある。
- ただし、下請法では発注書面の様式は定めていないので、取引内容に応じて適切な発注書面を作成すれば問題ない。重要なのは、発注したら直ちに下請事業者が発注書面を交付することである。この規定に違反すれば、50万円以下の罰金に処せられる場合がある。

【書面に記載すべき具体的事項】

- (1) 親事業者及び下請事業者の名称（番号、記号等による記載も可）
- (2) 製造委託、修理委託、情報成果物作成委託又は役務提供委託をした日
- (3) 下請事業者の給付の内容（委託の内容が分かるよう、明確に記載する。）
- (4) 下請事業者の給付を受領する期日（役務提供委託の場合は、役務が提供される期日又は期間）
- (5) 下請事業者の給付を受領する場所
- (6) 下請事業者の給付の内容について検査をする場合は、検査を完了する期日
- (7) 下請代金の額（具体的な金額を記載する必要があるが、算定方法による記載も可）
- (8) 下請代金の支払期日
- (9) 手形を交付する場合は、手形の金額（支払比率でも可）及び手形の満期
- (10) 一括決済方式で支払う場合は、金融機関名、貸付け又は支払可能額、親事業者が下請

代金債権相当額又は下請代金債務相当額を金融機関へ支払う期日

(11) 電子記録債権で支払う場合は、電子記録債権の額及び電子記録債権の満期日

(12) 原材料等を有償支給する場合は、品名、数量、対価、引渡しの日、決済期日、決済方法

(4) 事前協議の実施なし

【事例】

「発注時に見積書の提出を求めることや発注単価について事前協議を行わず、情報成果物が納入された後に下請代金の額を提示している。」

【考え方】

- ・下請代金の額の決定に当たって、見積協議等が行われず、納品後に親事業者から一方的に下請代金の額（発注単価）が提示され、この金額が、通常支払われる対価よりも低い額である場合には、「買いたたき」に該当するおそれがある。
- ・したがって、下請代金の決定に当たっては、下請事業者から見積書を提出してもらい、十分に話し合い、双方の納得のいく額とすることが肝要である。また、正当な理由があって正式な発注前に下請代金の額を定めることができない場合であってかつ、算定方法でも記載できない場合は、発注後できる限り速やかに定め、委託業務完了後に決定するといったことがないようにすることが必要である。

(5) 著作権の対価の記載なし

【事例】

「知的財産権（著作権）の譲渡対価については、その価値が未知数であるため、発注段階では明記できないため、対価を記載しなかった。」

【考え方】

- ・個別の作品に係る著作権の価値の予測は難しいが、委託内容が具体的に確定しているのであれば、その予測は取引の結果に係るリスクの問題であり、取引に必要な客観的条件が整わないために譲渡対価を決められないということではない。

(6) 著作権の帰属の記載なし

【事例】

「知的財産権が親事業者・下請事業者のどちらに発生するのか発注時には分からないため、契約において親事業者に帰属することとしているが、そもそも下請事業者に知的財産権が発生しない可能性もあるため発注書面には、その旨は記載しないことにした。」

【考え方】

- ・下請事業者に帰属する知的財産権を「給付の内容」に含んで親事業者に譲渡させるのであれば、発注書面に記載する必要がある。

(7) 著作権の譲渡およびその対価に関する記載なし

【事例】

「下請事業者が著作権が発生する情報成果物作成委託において、著作権を譲渡させることについて、後日、著作権譲渡契約書を締結する予定であるため、発注書面の給付内容に著作権の譲渡を含む旨の記載はせず、また、著作権の譲渡対価は下請代金の額に含めず、下請代金の額を決定し発注書面を交付した。」

【考え方】

- ・ 著作権について、下請事業者と十分に協議・契約書等書面での合意なく、無断で二次利用した場合には、著作権侵害に該当すると考えられるため、注意が必要である。
- ・ なお、委託した給付の内容に含まず、後日、著作権については譲渡対価を支払って譲渡させるという場合には、発注書面に著作権の譲渡について記載する必要はない。

3-2 発注内容の変更段階

3-2-1 発注内容の変更時の留意事項

(1) 発注内容の変更

契約は、「申込み」と「承諾」によって成立するが、一旦契約が成立すると契約当事者に拘束力が生じ、契約違反（債務不履行）など契約の解除事由がない限り、一方のみの意思では契約内容を変更したり、消滅（解除）させたりすることはできない。

後々契約上のトラブルが生じることのないよう、発注者は大幅に発注内容を変更しようとする際には、代金の額の見直しを含め、当事者間で十分に協議し、発注内容を変更する書面（ここでは、「変更書面」という。）を交付することが必要である。

一方、下請法では、下請事業者の責任がないのに、親事業者が下請事業者に対して、費用を負担せずに委託内容の変更（発注の解除を含む）又はやり直しをさせることは、下請事業者に当初の委託内容からすれば必要ない作業を無償で行わせることとなり、それにより下請事業者の利益が損なわれるため、このような不当な給付内容の変更及び不当なやり直しについては禁止されている。

なお、アニメーション制作におけるリテイクは、作品の品質の担保や向上のために行う必要な工程であると考えられる。これが不当なやり直しに該当しないよう留意が必要である。

1) 下請事業者に責任があるとして、委託内容の変更（発注取消を含む）、やり直しさせることができる場合

- ・ 下請事業者の要請により委託内容を変更する場合
- ・ 情報成果物等を受領前に、発注書面に明記された委託内容とは異なること又は瑕疵等があることが合理的に判断され、委託内容を変更させる場合
- ・ 情報成果物等を受領後、発注書面に明記された委託内容と異なるため又は瑕疵等があるためやり直しをさせる場合

2) 新たな発注書面の交付

当初の発注内容と異なる作業を要請することが、新たに委託したと認められる場合には、当該発注に際して新たに発注書面を交付することが必要となる。例えば、「グロス請」への委託内容が、当初原画 250 カットの作成から 300 カットの作成に変更されるようなケースでは、追加分の 50 カットの作成は新たな委託行為（発注）がなされたものと認められる。このように、新たに発注の追加や発注数量を増加した場合は、新たな発注として、新たに発注書面を交付することが必要となる。

他方、当初の発注内容から数量等を減少させる変更の場合、新たな発注が行われたものではないため発注書面を交付する必要はないが、給付内容の変更に該当する。この場合、下請事業者が既に契約遂行上必要となる経費を負担している場合があるが、当該経費すべ

てを親事業者が負担すれば、「不当な給付内容の変更」として下請法上の問題とはならない。

（２）請事業者に対する発注の取消し・不利益な発注変更

下請事業者に責任がないのに、一方的に発注の取消（契約の解除）や発注内容の変更を行い、下請事業者の不利益を与えることは、「不当な給付内容の変更」及び「不当なやり直し」に該当するものとして下請法上問題となるおそれがある。

この場合、親事業者が費用の全額を支払わずに、下請事業者に対して、「給付内容の変更」を求めることができるのは、上記１）に記載したとおり、３つのケースに限定されている。

（３）買いたたきの禁止（再掲）

25 ページ参照されたい。

3-2-2 発注内容の変更時に問題となるおそれのある取引事例と考え方

（１）口頭での変更伝達

【事例】

「情報成果物の制作過程で、当初の発注内容が変更することがあるが、下請事業者に対しては、口頭のみで伝えた。」

【考え方】

- ・口頭発注は、発注内容等が後々不明確になることが予見され、契約上のトラブルの原因となる。このため、下請法では、発注書面の必要記載事項（29 ページ参照）として、「下請事業者の給付の内容」等を記載することを義務づけている。
- ・また、発注内容の変更が、業務の追加等である場合には、新たな発注として、当初の発注時と同様に、親事業者は下請事業者から業務追加分に係る見積書を提出してもらい、双方が協議の上、業務追加分の下請代金を定め発注書面を交付することが必要である。
- ・なお、取引の過程で、発注書面に記載されている委託内容の変更や明確化した場合についても、親事業者は下請法第5条の規定に基づき、下請取引の給付内容、下請代金の額等について記載した書類を作成し、保存することが必要となる。

（２）作業量の増加

【事例】

「当初、下請事業者に対して、動画の制作約1万枚を発注していたが、カット数を増やすことになったため、1.5万枚に変更した。下請事業者から、作業量の増加に伴う下請代金の値上げを要求されたが、当初の下請代金の額に据え置くことにした。」

【考え方】

- ・前ページ「2) 新たな発注書面の交付」参照。

（３）やり直しの依頼

【事例】

「アニメ制作の作成過程で、テレビ局などの都合で、一方的にプロットやキャラクターが変更されたため、それに伴い、下請事業者に作画制作のやり直しを依頼した。」

【考え方】

- ・下請事業者が責任がないのに、作業のやり直しを行わせ、やり直しの費用を下請事業者に負担させる場合は、「不当なやり直し」に該当し、下請法上問題となるおそれがある。

（４）リテイクの扱い

【事例】

「リテイクは通常、作品を仕上げる過程の中で必要なものであるため、絵コンテ、原画・動画、背景画像等の情報成果物の作成委託に着手する前に、親事業者と下請事業者とが協議しある程度のリテイクをあらかじめ見込んでいたが、実際には想定以上に極端に多くなった場合でも、想定以上のリテイクの対価は下請代金に反映されない。」

【考え方】

- ・アニメーション制作においては、下請事業者が作成した絵コンテ、原画・動画、背景画像等の情報成果物が、親事業者の注文内容（仕様）を満たしているかどうかの評価は親事業者の価値判断に委ねられるケースが多い。また、作業の特性上事前に検収条件（検収方法、検収内容等）を明確に発注書面に記載することは困難なケースがある。
- ・そのため、親事業者が下請事業者から情報成果物を受領する前又は受領した後に関わらず、発注書面上は必ずしも明確ではないが下請事業者の給付の内容が注文内容と異なる又は瑕疵があると判断できるような場合であって、親事業者がやり直し等をさせる際には、その費用について下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、親事業者はそれを負担する必要がある。親事業者が一方的に負担割合を決定することにより下請事業者に不当に不利益を与える場合には、「不当なやり直し」に該当する。

（５）放送中止の扱い

【事例】

「放送日も発注代金も未定のままアニメーションの制作を委託していたが、番組が放送の予定の目処が立たず中止することになったので、アニメーション制作業者との契約を打ち切ることにした。」

【考え方】

- ・制作途中の発注の取消しは、アニメーション制作業者の責任によるものではないことから、「不当な給付内容の変更」に該当するおそれがある。
- ・このため、アニメーション制作に要した経費について負担し、経済的な損失を与えることがないようにする必要がある。

3-3 受領段階

3-3-1 受領段階での留意事項

(1) 受領拒否の禁止

親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請事業者が納期に納品してきた情報成果物等の受領を拒否することは、「受領拒否の禁止」に該当する行為として、下請法上問題となるおそれがある。「受領拒否」には、下請事業者が納入する給付の目的物を指定した納期に受け取らないことのほか、発注の取消し（又は契約の解除）をして、給付の目的物を受領しない行為も含まれる。

1) 下請事業者に責任があるとして、受領拒否できる場合

親事業者が、下請事業者に責任があるとして、下請事業者が納品してきた情報成果物等を受領拒否できるのは以下2つの場合である。

- ①下請事業者が納品してきた情報成果物等が注文（仕様）とは異なる場合や瑕疵がある場合
- ②指定した納期までに納入されなかったため、そのものが不要になった場合（ただし、無理な納期を指定している場合等は除く。）

(2) 返品の禁止

親事業者が、下請事業者に責任がないのに、下請事業者から受領した情報成果物等を返品することや、下請事業者に責任がある場合であっても直ちに発見できる瑕疵等の場合には、受領後速やかに返品しなければ、「返品の禁止」に該当するものとして、下請法上問題となるおそれがある。

1) 下請事業者に責任があるとして、返品できる場合

親事業者が、下請事業者に責任があるとして、下請事業者から受領した情報成果物等を返品できるのは、

- ①注文（仕様）と異なる情報成果物が納入された場合
- ②汚損・毀損等された情報成果物等が納入された場合

に限定されている。

2) 返品することができる期間

①直ちに発見できる瑕疵の場合

通常の検査で直ちに発見できる瑕疵の場合、発見次第速やかに返品する必要がある。なお、全数検査を行う場合、受領後検査に要する標準的な期間内で不合格品（不良品）を速やかに返品することは認められているが、親事業者が意図的に検査期間を延ばし、その後に返品することは認められていない。

②直ちに発見できない瑕疵の場合

通常の検査で発見できない瑕疵で、ある程度期間が経過した後に発見された瑕疵については、その瑕疵が下請事業者に責任があるものである場合は、情報成果物等の受領後 6 か月以内に返品することは問題ないが、6 か月を超えた後に返品すると下請法違反となる。

（３）不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止

親事業者は、下請事業者に対し、有償でやり直しを求めることは許されるが、下請事業者には責任がないにもかかわらず、無償でやり直しを求めることは下請法違反となる。

なお、下請事業者が納品した情報成果物等に瑕疵があるなど、下請事業者には責任があり、下請代金の支払前（受領後 60 日以内）にやり直しをさせる場合には、やり直しをさせた後の物品等を受領した日が支払期日の起算日となる。

1) 下請事業者には責任があるとして、やり直しを求めることができる場合

下請事業者には責任があるとして、親事業者が費用を全く負担することなく下請事業者に対して「給付内容の変更」又は「やり直し」をさせることが認められるのは、

- ①下請事業者の要請により給付の内容を変更する場合、
- ②受領前に発注（仕様）とは異なること、又は、瑕疵等があることが見つかри、給付の内容を変更させる場合、
- ③受領後に、発注（仕様）と異なるため、又は、瑕疵等があるためやり直しをさせる場合

の 3 つのケースに限定されている。

2) 「不当な給付内容の変更」「不当なやり直し」に該当する場合

次の場合には、親事業者が費用の全額を負担することなく、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なること又は下請事業者の給付に瑕疵等があることを理由として、変更又はやり直しを要請することは認められない。

- ①下請事業者の給付の受領前に、下請事業者から委託内容を明確にするよう求めがあったにもかかわらず親事業者が正当な理由なく仕様を明確にせず、下請事業者に継続して作業を行わせ、その後、給付の内容が委託内容と異なるとする場合
- ②取引の過程において、委託内容について下請事業者が提案し、確認を求めたところ、親事業者が了承したので、下請事業者がそれに基づき製造等を行ったにもかかわらず、給付内容が委託内容と異なるとする場合
- ③恣意的に検査基準を厳しくし、委託内容と異なる又は瑕疵があるとする場合
- ④通常の検査で瑕疵等のあること又は委託内容と異なることを直ちに発見できない下請事業者からの給付について、受領後 1 年を経過した場合

ただし、親事業者がユーザー等に対して 1 年を超えた瑕疵担保期間を契約している場合に、親事業者と下請事業者がそれに応じた瑕疵担保期間をあらかじめ定めている場合は除

く。例えば、親事業者がユーザー等に5年の瑕疵担保期間を定めている場合、下請事業者との間でも事前に受領から5年以内の瑕疵担保の合意をしているのであれば、その範囲で認められる。

なお、通常の検査で直ちに発見できる瑕疵の場合は、発見次第速やかにやり直しを求める必要がある。

3) 放送番組等の情報成果物作成委託における「給付内容の変更」「やり直し」

放送番組等の情報成果物作成委託において、下請事業者が作成した情報成果物が親事業者の委託内容を満たしているかどうかは、親事業者の価値判断等により評価される部分があり、事前に給付を充足する条件を明確に発注書面に記載することが不可能な場合がある。

このような場合において、親事業者が、給付の受領の前後を問わず、発注書面上は必ずしも明確ではないが下請事業者の給付の内容が委託内容と異なる又は瑕疵等があるとし、やり直しをさせ、または追加の作業をさせることは、親事業者がやり直し等をさせるに至った経緯等を踏まえ、やり直し等の費用について下請事業者と十分な協議をした上で合理的な負担割合を決定し、それを負担すれば、下請法違反とはならない。

ただし、親事業者が一方的に負担割合を決定することにより下請事業者の利益を不当に害する場合には、下請法違反となる。

なお、この場合においても、前記「「給付内容の変更」「やり直し」に該当する場合」の①から④に該当する場合には、親事業者が費用の全額を負担することなく、下請事業者の給付の内容が委託内容と異なる又は瑕疵等があることを理由としてやり直し等を要請することは認められない。

3-3-2 受領段階で問題となるおそれのある取引事例と考え方

(1) 放送中止の際の受領

【事例】

「親事業者は、継続的に放送されるアニメーションの原画の作成を下請事業者であるアニメーション制作業者に委託しているところ、視聴率の低下に伴い放送が打ち切られたことを理由に、下請事業者が作成した原画を受領しなかった。」

【考え方】

- ・下請事業者が発注し下請事業者が納品してきた情報成果物等を、下請事業者には責任がないのに、親事業者がその受領を拒否することは、「受領拒否の禁止」に該当し、下請法上問題となる。

（２）番組打ち切りの際の受領

【事例】

「毎週継続的に放送される予定のアニメーション作品が、視聴率の低下などによって、急に打ち切られてしまったので、未放送分に係る情報成果物については、下請事業者に対して返品した。」

【考え方】

- ・下請法上、親事業者が下請事業者に対して、給付目的の情報成果物等を受領した後返品できるのは、下請事業者には責任がある場合において、速やかに返品を行う場合のみである。
このケースでは、下請事業者の責任はないと思われるので返品は認められない。

（３）修正指示

【事例】

「親事業者は、アニメーションの動画の作成を下請事業者であるアニメーション制作者に委託しているところ、親事業者が内容確認の上、完成品を受領したにもかかわらず、プロデューサーの意向により動画の品質を引き上げるための作業を行わせ、それに伴い生じた追加の費用を負担しなかった。」

【考え方】

- ・下請事業者には責任がないのに、親事業者が成果物を一旦受領したにも関わらず、その後、無償でやり直しをさせ、下請事業者の利益を不当に害する場合は「不当なやり直し」に該当する。

３－４ 支払段階

３－４－１ 支払段階の留意事項

（１）消費税の適正な支払

消費税は、国内において事業者が事業として対価を得て行う取引に課税される。

国内取引の場合には、事業者は、非課税取引を除き、事業として行った資産の譲渡や貸付け、役務の提供について消費税の納税義務を負うことになっている。基準期間となる１年間に於いて課税対象となる売上高が 1,000 万円以下の場合には、その期間の納税義務が免除される。ただし、年間収入が 1,000 万円未満の事業者との間の取引であるからといって、その取引が消費税の対象外となるわけではなく、どのような取引でも、国内の場合には消費税が課税される。

（２）下請代金の支払方法

下請法又は下請振興法の適用対象となる取引を行う場合には、下請代金の支払は現金にすることが原則である。一方、手形による支払も認められているが、著しく長いサイトの手形など、割引困難な手形の交付は、下請事業者の資金繰りに多大な悪影響を与えるため、下請法第４条第２項第２号により禁止されている。平成２８年１２月に発出された「下請代金の支払手段について」（平成２８年１２月１４日中小企業庁長官・公正取引委員会事務

総長)では、手形サイトは120日以内とすることは当然として、段階的に短縮に努めることとし、将来的には60日以内とするよう努めることと定められているので、留意が必要である。

(3) 支払方法の変更と下請代金の額

下請事業者との間で支払手段を通常は手形と定めているが、下請事業者の希望により一時的に現金で支払う場合があるが、この場合、下請代金から親事業者の短期調達金利相当額の範囲の額を差し引くことは下請法上問題とはならないが、当該短期調達金利相当額を超えて差し引くと、「下請代金の減額の禁止」に該当するものとして、下請法違反になる。

また、下請事業者からの要請を機に、今後は一時的にではなく恒常的に現金で支払うという場合は、発注書面に記載する支払方法を「現金払い」と記載すること、又は、下請事業者に対して現金払いに変更する旨を改めて通知していることが必要となる。

なお、この場合には、発注書面に記載された下請代金の額から短期調達金利相当額を差し引くことは「下請代金の減額の禁止」に該当し下請法違反になる。

(4) 支払遅延の禁止と遅延利息の支払義務

親事業者が、発注書面に記載されている支払期日までに下請代金の全額を支払わなければ、「支払遅延」に該当し、下請法違反となる。

前述のとおり、支払期日は、情報成果物等を受領した日(受領日当日を含む)から60日の期間内でできるだけ短い期間内に定める義務がある(支払期日を定める義務)。また、支払遅延となった場合、情報成果物等の受領日から起算して60日を経過した日から当該下請代金の支払いをする日までの日数に年率14.6%を乗じた額を遅延利息として下請事業者に対して支払うことが義務付けられているので、この点についても注意が必要となる。

なお、下請事業者の給付が注文(仕様)と異なる場合及び瑕疵があった場合において、下請事業者にやり直しさせた場合には、再受領した日が支払期日の起算日となる。

(5) 月締め翌月払いなどの支払制度

毎月末までの納品物の代金を翌月末に支払う「月締め翌月払い」などの代金支払制度をとっている事業者も多い。こうした場合でも、代金支払は納品物受領後60日以内に行わなければならない。したがって、対象となる納品期間の初日にも受領があることを考えると、締日から1ヶ月以内に支払を行わなければならないこととなる。

(6) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

下請法上、親事業者が下請事業者の給付に必要な原材料等を有償で支給している場合に、下請事業者に責任がないのに、当該原材料等を用いた給付に対する下請代金の支払日より

早い時期に、当該原材料等の対価を相殺したり、支払わせたりすると、「有償支給原材料等の対価の早期決済」に該当することになり、下請法違反となる（下請法第4条第2項第1号）。

このような規制が設けられているのは、親事業者が有償で支給した原材料等の対価を早期に決済することは、下請代金の支払遅延の場合と同様に、下請事業者の受け取るべき下請代金の額を減少させ、資金繰りが苦しくなるなど下請事業者が不利益を被ることを防止するためである。

下請代金の対象となった情報成果物等に使用された原材料かどうかの管理ができていないと、「有償支給原材料の早期決済の禁止」に違反してしまうおそれがあるので、納品される情報成果物等の下請代金の支払期日や受入検査期間、下請事業者の委託業務の実施期間等を考慮して、最低限、下請代金の支払と有償支給原材料等の対価の決済が「見合い相殺」になる仕組みにしておくこと等が不可欠である。

（7）下請代金の減額の禁止

発注時に決定した下請代金を下請事業者の責任がないのに発注後に減額すると下請法違反となる。

発注後いつの時点でも、金額の多少、名目、方法を問わず「減額」として同法の違反となる。また、歩引き、リベート、システム利用料など発注前に下請事業者と合意したものであったとしても、下請事業者の責任のない理由により発注書面に記載された下請代金を減額するものである場合には、「下請代金の減額」に該当し、下請法上問題となるので注意する必要がある。

1) 下請事業者に責任があるとして下請代金の額を減額できる場合

下請事業者に責任があるとして、例外的に減額が許される場合は、以下の場合に限定されている。

- ①納期遅れや瑕疵等があるとして、受領拒否又は返品したものがある場合、その分に相当する金額を下請代金から差し引く場合
- ②納期遅れや瑕疵等があるとして、受領拒否又は返品ができるのにそれをしないで親事業者が自ら手直しをした場合、手直しに係る費用（客観的に相当と認められる額）を差し引く場合
- ③瑕疵等又は納期遅れによる商品の価値の低下が明らかな場合、客観的に相当と認められる金額を差し引く場合

なお、特定供給事業者からの商品の供給に関して、特定事業者は、対価の額を減じることにより特定供給事業者による消費税の転嫁を拒むと、消費税転嫁対策特別措置法第3条第1号前段（減額）に該当し、問題となる。

ただし、「合理的な理由」がある場合には、減額とはならない。「合理的な理由」がある

場合とは、以下のような場合があげられる。

- ①商品に瑕疵がある場合や、納期に遅れた場合等、特定供給事業者の責めに帰すべき理由により、相当と認められる金額の範囲内で対価の額を減じる場合
- ②一定期間内に一定数量を超えた発注を達成した場合には、特定供給事業者が特定事業者に対して、発注増加分によるコスト削減効果を反映したリベートを支払う旨の取決めが従来から存在し、当該取決めに基づいて、取り決められた対価の額から事後的にリベート分の額を減じる場合

3-4-2 支払段階で問題となるおそれのある取引事例と考え方

(1) 消費税の支払

【事例】

「年収 1,000 万円未満の個人アニメーターには消費税の納税義務がない。そのため、そのアニメーターとの取引は消費税を上乗せしていない。」

【考え方】

- ・当該アニメーターが消費税納税義務のない免税事業者であっても、特定供給事業者に該当するため、特定事業者は免税事業者である納入業者に対しても消費税転嫁対策特別措置法で禁止する消費税の転嫁拒否等の行為を行ってはならない。
- ・特定事業者は、本体価格に消費税を上乗せして対価を定める必要があるが、免税事業者であることを理由として、消費税を上乗せせず対価を定めたり、仕入れ等の諸経費に係る消費税負担分のみを上乗せして対価を定めたりすることは、合理的な理由がない限り、「買いたたき」（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号後段）に該当し、違反となる。
- ・また、消費税を上乗せして対価を取り決めた後に、納入業者が免税事業者であることが判明し、それを理由として消費税相当分又はその一部の金額を減じて支払ったり、当該金額を徴収したりする場合、「減額」（消費税転嫁対策特別措置法第 3 条第 1 号前段）に該当し、違反となる。

(2) 消費税が内税か外税かの確認

【事例】

「発注書の価格には消費税が内税か外税か明記していなかった。発注後の 2014 年 4 月に消費税率が 5% から 8% に引き上げられたが、制作を委託した制作会社は個人アニメーターに対して、カット単価について価格の据え置きや値引きの要請を行わないまま、消費税率引き上げ分を上乗せせず、発注書の価格のみを支払った。」

【考え方】

- ・消費税率の引き上げ分を上乗せせず支払うことは合理的な理由がない限り、「買いたたき」として、消費税転嫁対策特別措置法違反となる（見積・発注段階の再掲）。
- ・発注段階において消費税の扱いを確認し、外税方式であることを明記しておき、消費税率引き上げ後も消費税分が適正に支払われるよう対応をとることが必要である。
- ・仮に発注段階で確認できていなかった場合には、支払段階で適正に支払うことが重要である。

（３）スポンサーからのクレームによる減額

【事例】

「アニメーション作品の完成後、スポンサーから、「アニメーションの背景が、思っていたイメージと違う」とのクレーム及び代金の値引きを求められたため、背景画の制作を委託した下請事業者への下請代金を減額して支払った。」

【考え方】

- ・発注時に決定した下請代金を、下請事業者の責任がないのに、発注後に減額することは、「下請代金の減額」に該当し、下請法違反となる。親事業者が下請代金の額を減額できるのは、下請事業者には責任がある場合（上記「１」下請事業者には責任があるとして下請代金の額を減額できる場合）参照）に限定されている。
- ・上記①のケースで、背景画について親事業者としては瑕疵等がないものとして一旦受領したもので、その後のスポンサーからのクレームについては、下請事業者の責任ではないと考えられるため、これをもって下請代金の額を減額することは、下請法上問題となる。

（４）監督や演出家からの修正指示

【事例】

「発注者から委託を受けている監督や演出家から、絵コンテや脚本などの制作を委託している下請事業者に対して修正を指示することがあるが、その指示の内容等が親事業者の発注管理者に伝わらず、発注内容の変更や追加作業分の下請代金が支払われないことがある。」

【考え方】

- ・業務管理者（監督、演出家）からこのような要請があり、下請事業者が当該要請に従い情報成果物を作成し直すのであれば、一般に、親事業者が給付内容を変更したものとされ、追加作業等に要する費用を負担せず、下請事業者の利益を不当に損ねることとなれば「不当な給付内容の変更の禁止」に該当する。
- ・また、追加作業が新たな発注と見られる場合は、発注書面を交付しなければ、下請法第３条に違反することになる。

（５）支払期限の起算日

【事例】

「テレビ番組のコーナー番組に使うアニメーションの制作を下請事業者に委託している。出来上がったアニメーションを持ってこさせ、検査をして改善すべきところがあれば指示し、直させることにしている。そして、出来上がった番組が正式に納入された時点を受領日（支払起算日）として下請代金を支払っている。これについては下請事業者も合意している。」

【考え方】

- ・情報成果物作成委託において、親事業者が作成の過程で、委託内容の確認や今後の作業について指示等を行うことがあるが、この場合、親事業者が情報成果物を一時的に自己の支配下に置くことになり、この時点が「受領」（支払起算日）となり、その日を含め、60日以内に定めた支払期日までに下請代金を支払わないと、「下請代金の支払遅延の禁止」に該当する。
- ・しかしながら、親事業者が情報成果物を自己の支配下に置いた時点では、当該情報成果物が

委託内容の水準に達しているかどうか明らかな場合であって、かつ、あらかじめ親事業者と下請事業者との間で、親事業者が支配下に置いた当該情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点を受領とする旨を合意している場合には、当該時点を受領日とし、親事業者の支配下に置いた時点を直ちに受領日とする必要はない。したがって、出来上がった情報成果物が一定の水準を満たしていることを確認した時点を受領日（支払起算日）として下請代金を支払えば下請法上問題とはならない。

（６）放送延期の支払期限の起算日

【事例】

「テレビ局から、放映予定となっていたアニメーション作品について、スポンサーが集まらない等の理由で延期する（再開時期は未定）との話があったため、アニメーション制作業務との取引を一時中断し、下請事業者への代金の支払いは、「再開したときに払う」ことにした。」

【考え方】

- ・ 情報成果物作成委託等のキャンセル（契約の解除）は、下請法上では「給付内容の変更」にも該当することになる。この場合のキャンセルの理由は、スポンサーが集まらない等の発注者側の都合であって下請事業者の責任ではないため、当該委託業務の実施に当たり下請事業者が発生した費用を親事業者が全て負担しない場合には、「不当な給付内容の変更」に該当することになり、下請法上問題となる。
- ・ また、制作費の支払いに当たっては、発注書面に明記されている支払期日（情報成果物等の受領日から起算して60日以内で定めた日）までに支払わなければ「下請代金の支払遅延」に該当することになる。

3-5 支払後の段階（リテイク等）

3-5-1 支払後の段階の留意事項

支払後の段階において、やり直しの要求がなされる場合や、納品物を再度他の作品で利用する場合などがある。

TV・映画の放映に合わせた仕様で一旦納品したものを、その後、発注者がDVDとしてパッケージ化するために必要が生じる、いわゆる「DVDリテイク」については、元請と下請事業者の間だけではなく、下請事業者からさらに下請事業者が発注する場合や個人アニメーターが発注する場合にも影響が及ぶことを認識しておく必要がある。テレビ放送からDVD化までの工程についての作業を、当初の発注の範囲内とすべきか、追加的な作業として新たに発注されるべきかについては、親事業者と下請事業者の間で予め協議し定めておく必要がある。

また、シリーズ化されているアニメーション作品においては、著作権に関する確認が必要である。

3-5-2 支払後の段階で問題となるおそれのある取引事例と考え方

（１）DVDリテイク

【事例】

「発注時はテレビ放映を目的としたものとして下請事業者が発注していたアニメーション作品について、テレビ放映された後、DVD化の計画が持ち上がったため、下請事業者に対して、DVD化のためにリテイク（DVDリテイク）を要請した」

【考え方】

- ・テレビ放映のみを目的としたものとして下請事業者に対して発注していたものについて、この場合のDVDリテイクは、「やり直し」ではなくDVD化のための新たな発注と考えられることから、情報成果物作成委託等を行ったと認められる。したがって、事前に下請事業者と十分な協議を行った上で発注書面を交付しないと下請法上問題となる。

（２）他の制作業者による背景の使用

【事例】

「シリーズ化されているアニメーション作品の場合、例えば、１つ目のシリーズと２つ目のシリーズでは、背景画等の制作業者（下請事業者）を替えることがあるが、１つ目のシリーズで制作・使用した背景画を、２つ目のシリーズで再度使用することがある。当該背景画は、当社（親事業者）が制作費を負担して下請事業者に制作させたものであるので、次のシリーズでも今回と同様に使用する予定である。」

【考え方】

- ・背景画について、著作権が認められか否かはケースバイケースだが、発注書面に、権利の譲渡の有無や利用許諾の場合にはその範囲等を記載する必要がある。著作権の譲渡を前提とした取引であれば、二次利用、三次利用との関係で問題とはなりえないが、当然のことながら、利用許諾の範囲を超えて利用することはできない。

・また、譲渡・利用許諾いずれの場合でも、対価を支払わずに利用することは「不当な経済上の利益提供の禁止」に該当するおそれがある。

3-6 全段階を通じた下請事業者に対する要請

3-6-1 下請事業者に対する要請を行う際の留意事項

(1) 購入・利用強制の禁止

親事業者は、注文した給付の内容の均一性を維持するためなどの正当な理由がないのに、自社製品や自社が指定した第三者の商品の購入、自社のサービスや自社が指定する第三者のサービスを利用するよう下請事業者に対して強制することは「購入・利用強制」に該当するものとして、下請法違反となる。

このような購入・利用強制が禁止されるのは、下請事業者は、親事業者の押し付け販売等を拒否することが困難な場合が多いためである。

また、アニメーション作品が興行的に成功を収めた場合、テレビ局やクリエイターの一部（脚本家等）には成功報酬（局印税など）を得る関係者がいるのに対し、制作会社やクリエイター（監督等）はそうした利益を得ることができない契約形態が多い。アニメーション制作関係者が興行的な成功による収益を共有できる方策についても、検討する余地がある。

1) 強制か否かの判断基準

下請取引においては、親事業者が任意に購入等を依頼したと思っても、下請事業者にとっては、その依頼を拒否できない場合もあり得るので、事実上、下請事業者が購入等を余儀なくされたか否かによって判断される。このため、購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に自己の指定する物の購入・役務の利用を要請することは、「購入・利用強制」に該当するおそれがあるので、十分な注意が必要である。

下請法が適用されない場合でも、取引上優越した地位にある事業者が、継続して取引する相手方に対し、自己の指定する製品を不当に購入させたり、サービスを不当に利用させたりする行為は、独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがある。

また、特定供給事業者からの商品の供給に関して、特定事業者は、特定供給事業者による消費税の転嫁に応じることと引換えに、自己の指定する商品を購入させ、若しくは自己の指定する役務を利用させると、消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号（商品購入、役務利用の要請）に該当するおそれがある。

(2) 不当な経済上の利益の提供要請

親事業者が下請事業者に対し、経済上の利益の提供を求め、下請事業者の利益を不当に害することは下請法上禁止されている。

正当な理由がないのに、下請事業者が親事業者のために協賛金、従業員の派遣等の経済

上の利益を提供させられることにより、下請事業者の利益が不当に害されることを防止するためである。

1) 不当な経済上の利益の提供要請に該当する場合

- ① 購買・外注担当者等下請取引に影響を及ぼすこととなる者が下請事業者に金銭・労働力の提供を要請すること。
- ② 下請事業者ごとに目標額又は目標量を定めて金銭・労働力の提供を要請すること。
- ③ 下請事業者に対して、要請に応じなければ不利益な取扱いをする旨示唆して金銭・労働力の提供を要請すること。
- ④ 下請事業者が提供する意思がないと表明したにもかかわらず、又はその表明がなくとも明らかに提供する意思がないと認められるにもかかわらず、重ねて金銭・労働力の提供を要請すること。
- ⑤ 情報成果物等の作成に関し、下請事業者に知的財産権が発生する場合があるが、下請事業者の給付の内容に知的財産権を含まない場合において、下請事業者に発生した知的財産権を、作成の目的たる使用の範囲を超えて親事業者に無償で譲渡・許諾させること。

また、特定供給事業者からの商品の供給に関して、特定事業者は、特定供給事業者による消費税の転嫁に応じることと引換えに、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させると、消費税転嫁対策特別措置法第3条第2号（利益提供の要請）に該当するおそれがある。

ただし、取引上合理的必要性があり、特定供給事業者に不当に不利益を与えない場合は、利益提供の要請に該当しない。

3-6-2 下請事業者への要請について問題となるおそれのある取引事例と考え方

(1) 劇場チケットの購入依頼

【事例】

「アニメーションの制作を委託した下請事業者に対して、自社が劇場に配給することになった映画作品の前売りチケットを年間取引額に応じて枚数を示して、購入するよう依頼した。」

【考え方】

- ・ 親事業者が自己の指定する「物」や「役務」の購入又は利用を強制することは「購入・利用強制の禁止」として、下請法違反になる。任意に購入する場合は、基本的には「購入・利用強制」に該当しないが、上記のような場合では、「年間取引額に応じた枚数」との枚数に関しても依頼がなされており、実質的に、下請事業者の任意によるものとは言い難いため、「購入・利用強制の禁止」に該当するおそれがある。

（２）局印税や二次利用許諾について

【事例】局印税は総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」でも記載されているとおり、放送局が優越的地位にあると個別に判断される場合、独占禁止法上、問題となるおそれがある。」

【考え方】

- ・事例１）放送局が製作委員会に対して、アニメ番組を製作委託した場合

【前提】

○放送局は、製作委員会に参加していない。

○アニメ製作会社は、製作委員会に参加している。

○アニメ番組の著作権は製作委員会に帰属する。

A製作委員会が製作したアニメ番組がB局の放送枠で放映されることとなった。その際、B局からA製作委員会に対し、一方的に以下のような条件の承諾を求められた。A製作委員会の幹事社（製作会社）から、局印税の率や二次利用許諾の窓口について異議を申し述べたところ、B局から「それでは放送は困難である」との返答を受けたため、やむを得ず承諾せざるを得なかった。

①放送したことがプロモーション効果につながると言われ、「局印税」として、DVD売上等アニメ番組の二次利用収益の〇％を〇年間放送局に納付すること、及び二次利用許諾の窓口は放送局（又は放送局の関連会社）とすること（放送局に対する窓口手数料も発生する。）。

②当該アニメ番組の海外販売の際の二次利用収益の〇％を〇年間放送局に納付すること、及び二次利用許諾の窓口は放送局（又は放送局の関連会社）とすること（放送局に対する窓口手数料も発生する。）

※１ 製作委員会とは、テレビアニメ作品や劇場アニメ作品を制作する際に、負債リスクの分散や、関係者間で製作費を出資し、作品にかかわる様々なビジネスを推進していく等のために設立され、通常、任意組合として結成される。製作委員会に出資し、構成員となる事業者としては、テレビ局、映画会社、制作会社、広告、代理店、商社、出版社、レコード会社、DVD販売会社、芸能事務所、インターネット各種関連会社等が挙げられる。

（出典：「アニメーション産業に関する実態調査報告書」（平成21年1月公正取引委員会））

※２ 局印税とは、放送局が、アニメ番組を放送することによって、プロモーション効果があると主張し、放送したことを理由に要請する、アニメ番組の二次利用収益の配分。

出典）総務省「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」（平成26年3月10日）37ページ

3-7 その他

3-7-1 申告等を理由とする下請事業者に対する不利益措置の禁止

下請法は、下請事業者が公正取引委員会や中小企業庁に下請法違反行為を知らせたことを理由として、下請事業者に対して取引数量を減少させ、または取引を停止する等の不利益な取扱いをすることを禁止している。

また、消費税転嫁対策特別措置法でも、特定供給事業者が公正取引委員会、主務大臣または中小企業長官に対して消費税転嫁対策特別措置法に違反する行為を知らせたことを理由として、特定供給事業者に対して取引数量の削減、取引停止、その他不利益な取扱いをすることを禁止している。

3-7-2 知的財産の扱い（営業秘密の取扱等）

（1）営業秘密

不正競争防止法は、技術・ノウハウ等の「営業秘密」を不正に取得する行為や、不正に取得した営業秘密を使用・開示する行為等を「不正競争」と定め、差止・損害賠償請求等の対象としているとともに、一定の悪質な行為（営業秘密の管理に係る任務を負う者が、その任務に背いて、複製禁止の資料を無断で複製する行為、消去すべきものを消去したように仮装する行為等）については、併せて刑事罰の対象ともしている。

また、経済産業省では、企業実務において課題となってきた営業秘密の定義等について一つの考え方を示すものとして、「営業秘密管理指針」を公表している。各事業者においては、同指針や別途策定する「営業秘密保護マニュアル」（仮称）を参照するなどして営業秘密の取扱いについての理解を深めるとともに、親事業者にあっては、下請事業者に損失を与えることのないよう、十分な配慮を行うことが求められる。

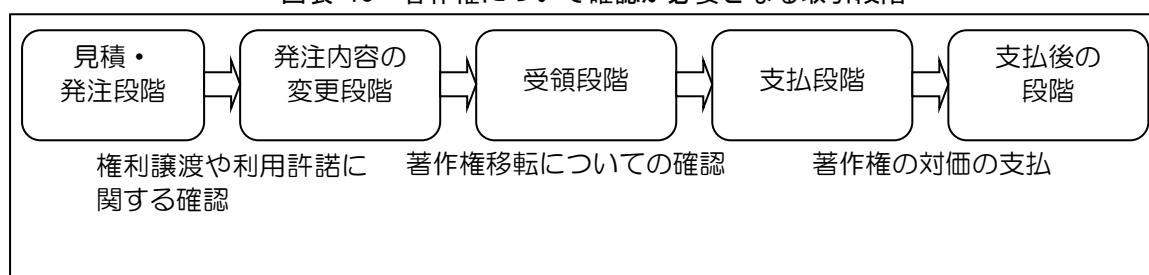
図表 17 事業者における配慮の例

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">• 大量の情報をやみくもに営業秘密として管理することは、管理の実効性等を低下させるおそれがあることから、管理すべき情報を絞り込み、合理的な管理をすることが重要。• コンプライアンスの観点から、自社の従業員が他社の営業秘密を侵害しないための管理が必要であり、そのためには営業秘密を扱う「人」の管理を適切に行うことが重要。• 会社間で取引等を行う場合には、取引の開始時において、秘密保持の対象となるか否かを明確に定めた秘密保持契約を締結する。• 他社の営業秘密の不正な使用又は開示を前提とした採用活動は行わない。転入者の配属については、転入者が転入前の会社に対して負っている競業避止義務や秘密保持義務に留意する。 |
|---|

（２）著作権

著作権に関しては、23 ページ（見積・発注段階における十分な事前協議）、26、27 ページ（知的財産権が含まれる場合の下請代金の額の決定、著作権の対価）、38、39 ページ（著作権の対価の記載、著作権の譲渡およびその対価に関する記載）、51、52 ページ（支払後の段階での著作権に関する確認）において示したとおり、複数の取引段階において配慮が必要となる。とりわけ、発注段階において、権利の所在を明確にすること、それを価格に反映することが極めて重要である。

図表 18 著作権について確認が必要となる取引段階



3-7-3 その他下請中小企業の振興のため必要な事項

（１）業種特性に応じた取組

親事業者及び下請事業者は、公正な取引条件、取引慣行を確立するため、適正な下請取引が行われるよう経済産業省等が策定した「下請ガイドライン」を遵守するよう努めるものとする。その際、親事業者は、マニュアルや社内ルールを整備することにより、下請ガイドラインに定める内容を自社の発注業務に浸透させるよう努めるものとする。

（２）取引上の問題を申し出しやすい環境の整備

下請事業者は、取引上の問題があっても、取引への影響を考慮して言い出すことができない場合も多い。親事業者は、こうした実情を十分に踏まえ、下請事業者が取引条件について不満や問題を抱えていないか、自ら聞き取るなど、下請事業者が申出をしやすい環境の整備を図ることが望ましい。また、発注担当部署とは異なる第三者的立場の相談窓口を設置し、匿名性を確保しつつ、窓口情報を定期的の下請事業者に通知する等により、申告しやすい環境を整備することが望ましい。

（３）支援施策の活用

親事業者、下請事業者は、下請代金支払遅延等防止法に関する講習会やシンポジウムに積極的に参加するとともに、取引適正化や価格交渉に関するハンドブック、事例集等を活用することが望ましい。また、下請事業者は、下請かけこみ寺における窓口相談や弁護士相談、価格交渉支援に関するセミナー等を活用することが望ましい。

第4章 ベストプラクティス

ベストプラクティスでは取引上の課題を解決するために、各社が努力している取組を整理した。なお、ゲームなど他産業との取引の拡大、3DCGの台頭、商流の多様化などを視野に入れ、従来のアニメーション制作業界にはみられなかった取り組みや考え方なども必要に応じて取り入れていくことも有用である。

4-1 発注者と受注者の取引におけるトラブル防止（書面取引の導入）

制作会社とアニメーターの取引において、情報漏洩やトラブル等を未然に防止するとともに法令遵守に向けて、以下のような対応策が採用されている。

①アニメーターに対して基本契約を締結

同社と取引しているアニメーター全員に対して、基本契約を締結している。基本契約では、機密保持や著作権の帰属など最低限のものを規定し、損害賠償などは別途協議にするなど、簡潔に記載したものとなっている。また、個別の業務の発注においては発注伝票やメール等で期限や単価等を記載して仕事を発注している。

契約書の締結が難しい場合には、必要最低限の項目を記載した書面に署名して頂くといった柔軟な対応をしている。これらによって、下請法をはじめ法令遵守に向けて取り組んでいる。

②発注書面の現場への定着

経営部門や法務部門だけではなく、プロデューサーやデスク、制作進行など現場における法令遵守を進めるために、発注書を何年もかけて指導・普及している。制作工程マニュアルを作成し、年2回（新人向け、全体向け）下請法説明会を実施している。

③電子メールでの確認

受注前の相談を電話や口頭で受けた場合にも、委託先に依頼し、かならず電子メールで価格や納期の連絡を受け取ったうえで作業に着手している。

＊注：書面の交付に代えて電子メールにより電磁的記録の提供を行う場合は、下請事業者の使用に係るメールボックスに送信しただけでは提供したとはいえず、下請事業者がメールを自己の使用に係る電子計算機に記録しなければ提供したことにはならない。例えば、通常の電子メールであれば、少なくとも、下請事業者が当該メールを受信していることが必要となる。また、携帯電話に電子メールを送信する方法は、電磁的記録が下請事業者のファイルに記録されないため、下請法で認められる電磁的記録の提供に該当しない。（＊公正取引委員会「下請取引における電磁的記録の提供に関する留意事項」（平成23年6月23日改正）より）

④口頭の連絡内容を自社の書類で確認

発注に関する電話や口頭での連絡内容を、必ず自社で作成している書式に記録し、枚数、単価、納期を漏れなく記載している。（受注者側）

⑤発注書受領後の制作着手

発注書が届く前には制作には着手せず、発注書を受け取り、内容を確認してから制作に入ることにしている。（受注者側）

⑥ゲーム会社などとの契約、3DCGにおける契約

ゲーム会社などとの間では協議のうえ必ず契約書を取り交わしている。また、3DCGによる制作では契約書の取り交わしが行われている。

4-2 支払いの遅延の防止

制作会社とアニメーターの取引において、急に業務内容が変更になった、賃金が異なる結果となることを事前に防ぐため、以下のような対応策が採用されている。

①システムの導入

制作工程の発注管理システムを導入し、進行状況について制作担当者が直接入力することにした。データとして発注書の発行の有無なども入れている。このシステムは、制作に直接携わる部署以外の支払担当部署でも管理できるようにしている。進行過程における発注書発行などの書類の不備についてもチェックし、対応している。

当該システムの導入により、発注、追加発注、納期管理と支払までが一元化され、また、制作部署、発注部署、支払部署が互いに情報を共有化することが可能となったため、会社として、下請取引の管理の効率化が図られた。

②製作委員会から元請（制作会社）への発注での分割払いや制作費用のキャッシュの確保

製作委員会の共同製作契約書が締結されるまでは時間を要するため、それを待っているとアニメーション制作までの期間を圧迫してしまう。

幹事会社（になるであろう）会社と交渉して、別途「制作委託契約書」を先に締結し、分割払い等で資金を得るようにお願いしており、少しずつ広まりつつある。

③制作会社からアニメーターへの発注での分割払い

原画制作を下請事業者へに委託する場合、通常、代金の支払いは原画の完成品が納品された後としている。しかしながら、原画制作においては、レイアウト、演出、設定等の工程の中で、様々な調整が行われることがあり、発注から完成品の納品までの期間が長期化するケースが多々ある。このため、下請事業者から要請等があった場合には、完成品の納品前であっても、中間金として下請代金の一部を支払うことにしている。

4-3 制作現場への還元

アニメーションのDVDや関連グッズ等で得られたロイヤリティ等は製作委員会の中で配分されることが多かったが、近年ではアニメーション制作会社等へ二次利用からの利益が還元される事例がみられる。

①二次利用の利益還元

アニメで重要な監督、絵コンテ、キャラクターなどの制作現場に成功報酬がいくことはまちまちである。優秀なアニメーターを確保するために必要であるということを主張し、交渉によってなんとか二次利用からの利益の還元を得て、それを積み立ててアニメーターに還元することや、人材育成や業務改善のコストに当てている。

②アニメーターへの支払単価の向上

受託単価の最低限を決め、それ以下の作品は請けないようにしている。収益はなるべくアニメーターに還元できるように、一般の市場単価よりも高めに設定しており、高度なカットについては作画監督がランクを分けて、原画単価に上乗せして支払っている。今後は、一般的な発注単価の2倍以上を目標に原画単価の向上を目指している。

③新しい技術の導入による生産性の向上

アニメーターは動画だけでは生活が厳しい。このため、会社としてデジタル作画を導入することによって、動画と仕上げを同時にすることができ、アニメーターの収入が増やせるように支援している。

④収入源の多様化

作品を画集にして販売している。

4-4 スケジュール管理の改善

スケジュール管理を課題ととらえ、発注元との協議段階からスケジュールが厳しくならないよう調整を図る制作会社や、外注先の活用なども含めて対策を導入している制作会社がみられる。

①厳しいスケジュールを強いられる発注はうけない

当社では、放送スケジュールが差し迫っている発注は受けない。発注前の協議の段階からスケジュールに無理が生じないように確認している。

②委託先の育成、委託先との連携強化

委託先（海外を含む）を育成し、連携を強化することで、発注量に応じた調整を行いやすくしている。

③内製率を高める

交渉を通じて受託額を引き上げることにより原画等の発注単価を高めに設定してアニメーターのインセンティブを高めること、職場の良好な労務環境や地方のスタジオ運営によりアニメーターを確保することなどを通じ、内製率を高めている。これにより、外部発注によるスケジュールの不確実性を低減させることができている。

4-5 人材育成

人材育成については新人アニメーターをはじめ技術的な指導のほか、税務や会社のルール、契約など今後個人クリエイターとして自立できるような指導を行っている事例もある。アニメーターは技術に加えて生産性の高さも求められているため、月間の担当カット単価にあわせて単価を引き上げることや、会社としてデジタル作画を導入することで生産性を引き上げるなど、今後アニメーション制作業界で継続的に活躍できるような仕組みを導入している例もみられる。

①新人アニメーターへの契約金の支払い

当社では新人アニメーターと基本契約を締結し、契約金を支払っている。教育目的で、役員面接を経た10代後半から20代と契約し、当社の業務に優先的に受注頂いている。技術面では1年間にわたり指導役のアニメーターが、当該新人アニメーターが動画から原画にステップアップするために必要な技術の指導をマンツーマンで実施している。指導側は契約社員で、指導のための報酬を払っており、中には指導役には役員級のアニメーターもいる。また、技術面だけではなく、税務や会社のルール、契約面などの教育を行っている。

②成長に向けたインセンティブの付与

当社では、年間作画担当実績を把握した上、月間担当カット数と質でアニメーターの能力をランク付けし、(アニメーターと協議の上、)付加価値としての固定額報酬部分を規定している。また、個々のアニメーターと相談し、次回作品で担当するカット数を少しずつ増やすなど、生産性の向上に比例して段階的に単価を引き上げ、収入を倍増するために必要な努力について常に相談するようにしている。

③デジタル作画への転換にあたっての補助

手描きからデジタル作画に転換するクリエイターに対しては、収入が転換前のレベルに戻るまで、差額分を補填して収入を維持している。これにより円滑にデジタル作画への移転を促すことができる。

④首都圏以外での人材育成の取り組み

地方都市などにスタジオを設置し、指導者を置いて人材育成を行っている。首都圏の本社との間で人材交流の機会も設けている。

参考資料

1. 契約書でチェックすべき項目

アニメーション業界における受発注では、契約を締結することなく、見積書の提示、発注書の発行または口頭の約束等によって作業が着手される場合が多くみられる。近年では徐々に契約書を取り交わす場合も見られてはいるが、個人事業者や小規模事業者にとって、相手側から提示された契約書の文面案の内容を確認することが困難な場合もある。

そこで、契約書を確認する際に、どのような点に着目して確認を行うことが有効か、以下に「チェックリスト」として掲げる。

なお、ここでの契約書は以下を含む。

- ①発注元事業者と受注側事業者が締結する基本契約³
- ②発注元事業者と受注側事業者が締結する一定の作業に関する契約
- ③発注元事業者と個人事業者が締結する基本契約
- ④発注元事業者と個人事業者が締結する一定の作業に関する契約

上記のうち、②および④は「発注書」に代替される場合が多くあるので、その際には本文 29 ページに示した「発注書面の例」を参考とすること。

各項目について特記のない場合には、①～④全てに関連する項目である。特定の契約に関係する項目には特記する。

なお、本チェックリストが掲げる以外の事柄についても、それぞれの契約に応じて検討や修正・追加が必要になる場合もあるため注意されたい。

³基本契約（繰り返し契約する場合に共通的に適応される事項を整理したものである。アニメーション制作業界の場合には、守秘義務や著作権の取り扱いの規定が主となる）

1. 契約の当事者および対象

- ☐ 契約の当事者（発注者・受注側）は正しく記載されているか。想定していない第三者などが契約対象となっていないか
- ☐ 契約の対象範囲（一定の制作、または一定期間の受発注の実施）は正しく記載されているか

2. 受注者の業務実施内容

- ☐ 受注者が行うことが明確に示されているか
- ☐ 受注者の業務実施内容に問題がないか
 - 【②、④の場合】発注内容、金額（消費税は外税になっているか）、納期、納入場所（必要に応じての納品形態）、納入に伴う著作権移転の有無
 - 【①、③の場合】当事者が意図しない契約期間中の他業務の制限といった条件が付されていないか
 - 【②、③、④の場合】いわゆる「拘束契約」について、当事者の意図に反した条件が付されていないか

3. 受注者の業務実施内容

- ☐ 発注者が行うことが明確に示されているか
 - 【②、④の場合】代金の額・算出方法、支払期日、支払い方法、検査完了日（「納期の○日後」など）
 - 【③の場合】受注者が発注者に対して提供する社会保障、就労環境の確保など

4. 契約内容の変更

- ☐ 発注者または受注者の業務実施内容に変更がある場合の手当の有無。例えばリテイクを出す場合、受注者の投入に対し、対価の支払いが明確になっているか。

5. 契約の期間

- ☐ 契約期間が明確に定められているか
- ☐ 契約の期間が短すぎる／長すぎることはないか
- ☐ 【②、④の場合】発注者の発注時期についての記載はあるか。
- ☐ 【①、③の場合】自動更新について明確に定められているか
- ☐ 【①、③の場合】自動更新をする場合の手続きは明確であり、その内容に問題ないか
- ☐ 【①、③の場合】自動更新後の契約内容については明確であり、その内容に問題はないか

6. 契約の解除

- ☐ 契約の解除についての規定は明確であり、その内容について当事者の意図に反する等の問題がないか

7. 知的財産

- ☐ 著作権の帰属についての規定は明確であり、その内容について当事者の意図に反する等の問題はないか
- ☐ 著作権が受注者側に帰属する場合、二次的利用に関する規定が明確であり、その内容について当事者の意図に反する等の問題はないか

8. 秘密保持

- ☐ 秘密保持についての規定は明確であり、その内容について当事者の意図に反する等の問題はないか

9. 損害賠償

- ☐ 損害賠償に関する項目が記載されているか。
- ☐ 損賠賠償責任について、一方の当事者に不利な規定となっていないか

10. 【②、④の場合】支払い

- ☐ 消費税の記載は外税になっているか
- ☐ 遅延した場合に発注者・受注者ともに遅延金等の規定があるか
- ☐ 振込手数料・印紙代はどちらが支払うのか明確にされているか
- ☐ 支払い回数（1回・分割等）や時期に関する規定は記載されているか
- ☐ 興行的な成功に至った場合のロイヤリティについての規定が存在するか。当事者の意向を反映したものとなっているか

2. 書式例

契約に関わる文書は、発注側・受注側が十分な協議を行ったうえで、両者の合意に基づき作成されるべきものである。

以下では、その例として、日本動画協会が作成した書面例を、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」（平成 23 年 9 月）より引用のうえ、（１）～（４）に掲載する。

なお、これらはあくまで参考例であり、知的財産権の扱いを含む全ての事項は、実際に契約を締結する当事者により十分に検討される必要がある。

（１）基本契約（前節①）

以下、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」（平成 23 年 9 月）より一例として引用。

発注の都度ではなく、繰り返し取引のある事業者と、共通の取引条件として確認できる場合、発注者が受注者宛に、共通の取引条件を前もって定めて共通取引条件のお知らせを発行しておくことで、発注伝票・発注書の記入を簡素化できます。

グロス発注、その他の発注用共通取引条件確認書を用いた参考書式④-1

基本取引条件のお知らせ

年 月 日

（受注者名）御中

（発注者名）〇〇〇〇株式会社

〒〇〇〇〇〇〇〇〇 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

担当者

弊社が御社に発注するアニメーション制作委託取引においては、下記の通りの基本的な取引条件によるものとします。この定めのない取引の条件は、発注ごとに定めるものとします。

■発注時・受領（納品）時の書類発行

・発注時

作品ごとの見積書は、この書面の確認・発行をもって、省略することができる。作品ごとに協議した基準単価表により、発注者は基準単価を記して発注書を発行する。ただし受注者の都合により、発注書に作品ごとの基準単価の記入を希望しない場合には、発注者は受注者に基準単価等金額条件を記した別途書面を発行する。

発注時に制作数量が確定していない場合は、発注書の金額欄には、数量が確定すれば具体的な金額が計算できる算定方式を記載する。受領（納品）後に受領（納品）実績による数量に基づいて支払金額を確定する。受領（納品）後に確定した数量に基づき、発注書に記された算定方式によって、金額を定めるものとし、その旨を発注書に算定方式と共に明記する。

・受領（納品）時

受領（納品）実績による数量に基づいて支払金額を確定する方式を採用する場合には、受領（納品）時に受注者は等受領（納品）実績数量を記した受領（納品）書を発注者に交付する。検査後のリテイクによって受領（納品）実績数量に変更が生じた場合、発注者が納品物の検査を完了した時点で受領（納品）書を再度交付する。受領（納品）書の受領後、発注者は該当受領（納品）数量に基づき算出した支払金額を受注者に書面で通知する。

■基本的業務委託内容

・グロス発注・その他

■受領（納品）場所

・発注者の住所・【その他 】

■委託業務の数量単位・基準単価、委託金額の算定方法、支払い期日、支払い方法の確認

単価	円・別紙単価表（ 年 月 日発行）による		
発注数量単位	（ エピソード・カット・秒・枚・時間/人）	支払金額算出方法	〇〇×〇〇
支払期日	日締め 日払い	支払い方法	現金・手形（その他 ）

・発注書等には消費税・特別地方消費税抜きの金額を記載する。支払期日には、法定税率による消費税額、特別地方消費税額を加算して支払う。支払い期日が金融機関の休業日にあたる場合、該当金融機関の翌営業日に支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。

■リテイクの指示の範囲、受領（納品）時の確認の方法

- ・発注者は受注者の制作過程において適宜制作状況を確認し、発注者の希望する水準を満たしていない場合には、受注者に対して必要に応じてリテイクを指示する。発注者が受注者に制作委託した絵コンテ、原画・動画・仕上げ、美術背景・撮影、CGに対して、発注者が必要に応じて指示するリテイクの作業は、委託業務範囲内とする。
- ・発注者は受領（納品）後、検査完了日までに検査を完了する。または発注者の指示に適合した制作を受注者が終え、利用媒体に応じた表現、技術的仕様に応じた表現・形式、作品や発注者が求めるクオリティを満たしていることを検査によって確認した時を、納品物を受領した受領（納品）日とする。発注者は、検査を完了した後直ちに、受領したことを受注者に通知する。

- ・作成の過程で、作成内容の確認や今後の作業の指示を行うため、委託物を一時的に発注者の支配下に置く場合がある。このとき、①委託物が委託内容の水準に達しているかどうか明らかでない場合であって、②あらかじめ受注者が、発注者の支配下に置いた委託物の内容が一定の水準に達していることを確認した時点で受領したこととすることに同意している場合には、確認した時点を受領日とすることができる。ただし、発注書に書かれた納期日に発注者の支配下にある場合には、内容確認の終了如何によらず、納期日を受領日とする。
- ・発注書に照らして、給付の内容が注文と異なるもの、または瑕疵があるものが給付された場合、下請事業者の責に帰すべき理由があるとして、発注者は費用を負担することなく、受注者に給付内容の変更ややり直しをさせることができる。通常の検査で直ちに発見できない瑕疵で、ある程度期間が経過した後に発見された瑕疵については、やり直しをさせることが認められる。（「ある程度期間が経過」の範囲は「受領後1年以内」とされているが、アニメーション制作ではこのように期間が経過した後のやり直しは一般的には困難であると思われるので、下請事業者との協議が必要）また、その他のやむをえない事情による場合は、双方の話し合いでその負担割合について決定し、やり直しを行う。

■給付内容の変更、受領後のやり直しの方法

- ・委託内容や支給材料、支給期日等が変更になった場合、受領（納品）後にやり直しが生じた場合には、納期、金額等を別途協議する。

■知的財産権の取り扱い

- ・業務委託の成果物に関して受託者に著作権が発生する場合、著作権は委託者に帰属し、その譲渡の対価は、上記支払金額に含まれる。（または）業務委託の成果物に関して受託者に著作権が発生する場合、著作権の帰属等は別途定める。

※この文書は下請法の対象取引の場合に求められる記載項目の一部を記しています。

（２）基本契約（前節③）

以下、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」（平成 23 年 9 月）より一例として引用。

発注の都度ではなく、繰り返し取引のある事業者と、共通の取引条件として確認できる場合、発注者が受注者宛に、共通の取引条件を前もって定めて共通取引条件のお知らせを発行しておくことで、発注伝票・発注書の記入を簡素化できます。

絵コンテ、原画・動画、CG 等発注用共通取引条件確認書を用いた参考書式②-1

共通取引条件のお知らせ

年 月 日

（受注者名）御中

（発注者名）〇〇〇〇株式会社

〒〇〇〇〇〇〇〇〇 東京都〇〇〇〇〇〇〇〇

担当者

弊社が御社に発注するアニメーション制作委託取引においては、下記の通り全ての取引に共通する基本的な取引条件によるものとします。この定めがない取引の条件は、発注ごとに定めるものとします。

■業務委託内容

・絵コンテ・原画・動画・仕上げ・背景美術・撮影・CG

■発注時・受領（納品）時の書類発行

・発注時

作品ごとの見積書は、この書面の確認・発行をもって、省略することができる。作品ごとに協議した基準単価表により、発注者は基準単価を記して発注書を発行する。ただし受注者の都合により、発注書に作品ごとの基準単価の記入を希望しない場合には、発注者は受注者に基準単価等金額条件を記した別途書面を発行する。

発注時に制作数量が確定していない場合は、発注書の金額欄には、数量が確定すれば具体的な金額が計算できる算定方式を記載する。受領（納品）後に受領（納品）実績による数量に基づいて支払金額を確定する。受領（納品）後に確定した数量に基づき、発注書に記された算定方式によって、金額を定めるものとし、その旨を発注書に算定方式と共に明記する。

・受領（納品）時

受領（納品）実績による数量に基づいて支払金額を確定する方式を採用する場合には、受領（納品）時に受注者は等受領（納品）実績数量を記した受領（納品）書を発注者に交付する。検査後のリテイクによって受領（納品）実績数量に変更が生じた場合、発注者が納品物の検査を完了した時点で受注者は受領（納品）

書を再度交付する。受領（納品）書の受領後、発注者は該当納品数量に基づき算出した支払金額を受注者に書面で通知する。

■受領（納品）場所

・発注者の住所・【その他 】

■委託業務の数量単位・基準単価、委託金額の算定方法、支払い期日、支払い方法の確認

単価	円・別紙単価表（ 年 月 日発行）による		
発注数量	（ エピソード・カット・秒・枚・時間/人）	支払い予定金額・算出方法	円 〇〇×〇〇
支払期日	日締め 日払い	支払い方法	現金・手形（その他 ）

・発注書等には消費税・特別地方消費税抜きの金額を記載する。支払期日には、法定税率による消費税額、特別地方消費税額を加算して支払う。支払い期日が金融機関の休業日にあたる場合、該当金融機関の翌営業日に支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。

■リメイクの指示の範囲、受領（納品）時の確認の方法

・発注者は受注者の制作過程において適宜制作状況を確認し、発注者の希望する水準を満たしていない場合には、受注者に対して必要に応じてリメイクを指示する。発注者が受注者に制作委託した絵コンテ、原画・動画・仕上げ、美術背景・撮影、CGに対して、発注者が必要に応じて指示するリメイクの作業は、委託業務範囲内とする。

・発注者は受領（納品）後、検査完了日までに検査を完了する。または発注者の指示に適合した制作を受注者が終え、利用媒体に応じた表現、技術的仕様に応じた表現・形式、作品や発注者が求めるクオリティを満たしていることを検査によって確認した時を、納品物を受領した受領（納品）日とする。発注者は、検査を完了した後直ちに、受領したことを受注者に通知する。

・作成の過程で、作成内容の確認や今後の作業の指示を行うため、委託物を一時的に発注者の支配下に置く場合がある。このとき、①委託物が委託内容の水準に達しているかどうか明らかでない場合であって、②あらかじめ受注者が、発注者の支配下に置いた委託物の内容が一定の水準に達していることを確認した時点で受領したこととすることに同意している場合には、確認した時点を受領日とすることができる。ただし、発注書に書かれた納期日に発注者の支配下にある場合には、内容確認の終了如何によらず、納期日を受領日とする。

・発注書に照らして、給付の内容が注文と異なるもの、または瑕疵があるものが給付された場合、下請事業者の責に帰すべき理由があるとして、発注者は費用を負担することなく、受注者に給付内容の変更ややり直しをさせることができる。通常の検査で直ちに発見できない瑕疵で、ある程度期間が経過した後に発見された瑕疵については、やり直しをさせることが認められる。（「ある程度期間が経過」の範囲は「受領後1年以内」とされているが、アニメーション制作ではこのように期間が経過した後のやり直しは一般的

には困難であると思われるので、下請事業者との協議が必要) また、その他のやむをえない事情による場合は、双方の話し合いでその負担割合について決定し、やり直しを行う。

■給付内容の変更、受領後のやり直しの方法

・委託内容や支給材料、支給期日等が変更になった場合、受領（納品）後にやり直しが生じた場合には、納期、金額等を別途協議する。

■知的財産権の取り扱い

・業務委託の成果物に関して受託者に著作権が発生する場合、著作権は委託者に帰属し、その譲渡の対価は、上記支払金額に含まれる。(または) 業務委託の成果物に関して受託者に著作権が発生する場合、著作権の帰属等は別途定める。

※この文書は下請法の対象取引の場合に求められる記載項目の一部を記しています。

（３）絵コンテ、原画・動画、（３Ｄ）ＣＧ、背景美術、撮影等の書面例（前節②、④）

以下、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」（平成 23 年 9 月）より一例として引用。なお、補助書面（補充書面）を用いる場合の必要事項は本ガイドライン 31 ページを参照のこと。

（受注者名） 御中

（発注者名）

（住所）

（担当者名） 印

作品名・話数		発注日	年 月 日
受領（納品） 場所	発注者の住所・その他（ ）	受領（納品） 予定日	年 月 日
給付素材・ 検査方法		検査完了予 定日	年 月 受領（納品日）より● 日以内
委託業務	絵コンテ・レイアウト・原画・動画・仕上げ・背景・撮影 その他（ ）		
作品仕様	媒体：テレビ放送・ビデオグラム・劇場上映 画質：SD・HD その他の品質（ ）		

※この発注書に記載されていない項目は、●年●月●日までに、（書類名）を補助書面として発行し、通知します。

単価	円・別紙単価表（ 年 月 日発行）による		
発注数量	（ エピソード・カット・ 秒・枚・時間／人）	支払い予定 金額・算出 方法	円 ●●×●●
支払期日	日締め 日払い	支払い方法	現金・手形・ （その他 ）

- ・業務委託の成果物に関して受託者に著作権が発生する場合、著作権は委託者に帰属し、その譲渡の対価は、上記支払金額に含まれる。または業務委託の成果物に関して受託者に著作権が発生する場合、著作権の帰属は別途求める
- ・委託内容や支給材料、支払期日等が変更になった場合には、納期、金額等を別途協議する。
- ・本発注書の金額は、消費税、地方消費税抜きの金額を表記する。支払期日には法定税率による消費税、地方消費税分を加算して支払う。支払期日が金融機関の休業日にあたる

場合、該当金融機関の翌営業日に支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。

（４）グロス発注の書面例（前節②、④）

以下、日本動画協会「アニメーション制作における取引適正化のための調査研究報告書」（平成 23 年 9 月）より一例として引用。

（受注者名） 御中

（発注者名）

（住所）

（担当者名） 印

作品名・話数	第 話		
業務内容			
作品仕様	媒体：テレビ放送・ビデオグラム・劇場上映 画質：SD・HD その他の品質（ ）		
委託内容に含まれる著作権の許諾範囲（利用条件・放送条件等）	☐ 一切の著作権 ☐ 別紙「基本取引条件確認書」に記載された条件による ☐ その他（ ）		
発注日	年 月 日	受領（納品） 予定日	年 月 日
受領（納品）場所	発注者の住所・その他（ ）	検査完了予定日	年 月 受領（納品日）より● 日以内
給付素材・ 検査方法			
単価	円	数量	エピソード数
支払金額	円		
支払期日	納品締切毎月●●日 翌月●●日支払い		
支払方法	現金・手形・（その他 ）		
備考			

- ・委託内容や支給材料、支払期日等が変更になった場合には、納期、金額等を別途協議する。
- ・本発注書の金額は、消費税、地方消費税抜きの金額を表記する。支払期日には法定税率による消費税、地方消費税分を加算して支払う。支払期日が金融機関の休業日にあたる場合、該当金融機関の翌営業日に支払う。なお、振込手数料は発注者の負担とする。

3. 関連用語集

ア行

用語	用語の種類	説明
絵コンテ	アニメーション制作工程に関する用語	各場面作りの基礎となる連続した絵付の台本作りを行う。

カ行

用語	用語の種類	説明
企画	アニメーション制作工程に関する用語	作品の企画を行う。
給付	法律に関する用語	下請事業者による親事業者への納品。
グロス請制作会社（または「グロス請」）	事業者の種別に係る用語	主に元請制作会社から委託されてアニメーションの制作・運営・管理を話数単位等で一括して行っている。1話もしくは全話の制作を請ける。全話をうける場合には「総グロス」「準元請」と呼ばれることもある。
原画	アニメーション制作工程に関する用語	レイアウトに基づき、主にキャラクターの動きの要所を描く工程。ラフを描く「第一原画」と原画を仕上げる「第二原画」に分ける場合がある。
個人事業者	事業者の種別に係る用語	アニメーション制作工程の一部の業務を個人で行っている。「個人アニメーター」ともいう。

サ行

用語	用語の種類	説明
撮影	アニメーション制作工程に関する用語	仕上げ、背景の各工程の成果物を統合し、完成品として作成する。
仕上げ	アニメーション制作工程に関する用語	動画をスキャナで電子映像化（スキャン）し、色彩をして仕上げる。
CG	アニメーション制作工程に関する用語	作品中で用いられるCGシーンを作成する。作画（原画・動画）、背景と連動される場合がある。
下請かけこみ寺	法律に関する用語	財団法人全国中小企業取引振興協会が全国規模で実施している事業。全国の中小企業から寄せられた取引に関する様々な相談等に対して親身になって対応するなどしている。
下請制作会社	事業者の種別に係る用語	他の制作会社から委託されてアニメーション制作工程の業務を行っている。
下請中小企業振興法	法律に関する用語	親事業者の協力のもとに下請中小企業の体質を根本的に改善し独立性ある企業へと育成することを目的とする法律。
下請法	法律に関する用語	正式名称は「下請代金支払遅延等防止法」。適用対象を明確にし、下請事業者に対する親事業者の濫用行為を迅速かつ効果的に取り締まるために制定された法律。親事業者に対する11の禁止項目と4つの義務を規定している。

シナリオ・脚本	アニメーション制作工程に関する用語	企画に基づいたシナリオ・脚本の制作を行う
準元請制作会社（または「準元請」）	事業者の種別に係る用語	グロス請のうち、1つのアニメーションの全話を請ける。「総グロス」と同じ意味。
消費税転嫁対策特別措置法	法律に関する用語	正式名称は「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)。消費税率の引上げに際し、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として制定され、平成25年(2013年)10月1日に施行された。特定事業者(買い手)が特定供給事業者(売り手)に対して消費税をめぐって行ってはならない違反行為を規定している。
情報成果物の作成	法律に関する用語	映画、映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの(例えば、テレビ番組、映画、アニメーション)などが「情報成果物」である。アニメーション制作業界において下請法の適用対象となる取引内容の大半を「情報成果物の作成」が占める。
製作委員会	制作工程に係る用語	テレビアニメ作品や劇場アニメ作品を制作する際に、リスクの分散や、関係者間で製作費を出資し、作品にかかわる様々なビジネスを推進していく等のために設立され、通常、任意組合として結成される。製作委員会に出資し、構成員となる事業者としては、テレビ局、映画会社、アニメ制作会社、広告、代理店、商社、出版社、レコード会社、DVD販売会社、芸能事務所、インターネット各種関連会社等が挙げられる。
設定・美術設定	アニメーション制作工程に関する用語	企画に基づいたキャラクターデザイン、キャラクターの設定をする。また、原作に基づいた美術の設定をする。

タ行

用語	用語の種類	説明
著作権法	法律に関する用語	原稿、イラスト、ビデオ等の著作物の作成者の著作権者としての権利を保護する法律。
DVD リテイク	アニメーション制作工程に関する用語	TV・映画の放映に合わせた仕様で一旦納品したものを、その後、発注者がDVDとしてパッケージ化するために作業をしないこと。
電子受発注	法律に関する用語	発注書面の交付方法は、書面交付が原則とされているが、下請事業者の承諾を得た場合等においては、書面に代えて電子メール等の電磁的方法で提供することが認められている。
動画	アニメーション制作工程に関する用語	原画に基づき、各原画の間を埋める動画の作成を行う。

独禁法・独占禁止法	法律に関する用語	正式名称は「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」。公正かつ自由な競争を促進し、事業者が自主的な判断で自由に活動できることを目的としている。下請法は独占禁止法の特別法。優越的地位の濫用は独占禁止法において禁止されている。
特定供給事業者	法律に関する用語	売り手のことを指す。消費者転化対策特別法では、または資本金3億円以下の法人事業者が対象となる。
特定事業者	法律に関する用語	買い手のことを指す。消費者転化対策特別法では、法人事業者であり、特定供給事業者により継続的に商品または役務の提供を受けているものを指す。
トンネル会社	法律に関する用語	事業者が直接下請事業者に委託をすれば下請法の対象となる場合に、資本金が適用対象の規模以下の子会社に業務を委託し、当該子会社が請け負った業務を再委託している場合に当該子会社を指す。

ハ行

用語	用語の種類	説明
美術・背景	アニメーション制作工程に関する用語	背景原画・レイアウトを基に作品の背景画を制作する。
ベストプラクティス	ガイドラインに関する用語	改善のために参考となる他社の取り組み例。

マ行

用語	用語の種類	説明
元請制作会社（または「元請」）	事業者の種別に係る用語	主に製作委員会やテレビ局から委託されてアニメーションの制作・運営・管理業務を行っている。

ヤ行

用語	用語の種類	説明
優越的地位	法律に関する用語	相手方にとって、行為者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、行為者が相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、相手方がこれを受け入れざるを得ないような場合をさす。
優越的地位の濫用	法律に関する用語	自己の取引上の地位が取引相手方に優越していることを利用して、正常な商習慣に照らして不当に取引の相手方に不利益を与えること。独占禁止法に反するおそれがある。

ラ行

用語	用語の種類	説明
レイアウト	アニメーション制作工程に関する用語	絵コンテに基づき、一場面（カット）ごとに、画面構成をレイアウトに起こす。

4. 主な勧告及び指導事例

公正取引委員会が行った主な勧告・指導事例（平成 19 年度～26 年度のコンテンツ関連業界

※への指導事例を抜粋）（1/2）

※放送業、広告業、出版業、映像・音声・文字情報制作業を対象

※放送業、広告業、出版業、映像・音声・文字情報制作業 を対象指導事例の概要	違反法条	業種
A社は、アニメーションの原画、動画等の制作業務の委託料を消費税を含む額で定めている個人事業者に対して、消費税率の引き上げ分を上乗せせず支払った。（平成 26 年度）	買いたたき（消費 税転嫁対策特別措 置法第 3 条第 1 号 後段）	映像・音 声・文字 情 報 性 策業
テレビ番組の制作を下請事業者に委託しているB社は、下請事業者に対し、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。（平成 24 年度）	下請代金の支払遅 延（第 4 条第 1 項 第 2 号）	放送業
放送番組の制作を下請事業者に委託しているC社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌々月 10 日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。（平成 23 年度）	下請代金の支払遅 延（第 4 条第 1 項 第 2 号）	放送業
広告の制作を下請事業者に委託しているD社は、下請事業者からの請求書の提出が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期日を経過して下請代金を支払っていた。（平成 23 年度）	下請代金の支払遅 延（第 4 条第 1 項 第 2 号）	広告業
放送番組等の制作を下請事業者に委託しているE社は、自社の事務処理が遅れたことを理由に、下請事業者の給付を受領しているにもかかわらず、あらかじめ定められた支払期限を超えて下請代金を支払っていた。（平成 22 年度）	下請代金の支払遅 延（第 4 条第 1 項 第 2 号）	放送業
広告の制作を下請事業者に委託しているF社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の取引先が販売するイベントのチケットの購入を要請していた。（平成 22 年度）	購入・利用強制（第 4 条第 1 項第 6 号）	広告業
ウェブサイトの制作等を下請事業者に委託しているG社は、下請事業者に対し、発注元からの発注内容が変更されたことを理由に給付内容を変更したにもかかわらず、それによって生じた費用の一部を負担させていた。（平成 22 年度）	不当な給付内容の 変更・不当なやり 直し（第 4 条第 2 項第 4 号）	広告業
広告の制作を下請事業者に委託しているH社は、発注担当者を通じて、下請事業者に対し、自社の取引先が販売するチケット等の購入を要請していた。（平成 21 年度）	購入・利用強制（第 4 条第 1 項第 6 号）	広告業

公正取引委員会が行った主な指導事例（平成 19 年度～26 年度のコンテンツ関連業界への指導事例を抜粋）（2/2）

指導事例の概要	違反法条	業種
印刷物のデザイン等の作成を下請事業者に委託している I 社は、下請事業者に対し、「毎月末日納品締切、翌々月 15 日支払」の支払制度を採っているため、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。（平成 20 年度）	下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）	広告業
広告等の制作を下請事業者に委託している J 社は、下請事業者に対し、「値引」と称して下請事業者を支払うべき下請代金の額から一定額を差し引いて支払うことにより、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに下請代金の額を減じていた。（平成 20 年度）	下請代金の減額（第 4 条第 1 項第 3 号）	広告業
テレビ番組等の制作を下請事業者に委託している K 社は、発注担当者等を通じて、下請事業者に対し、自社が主催するイベントのチケット等の購入を要請していた。（平成 20 年度）	購入・利用強制（第 4 条第 1 項第 6 号）	放送業
番組制作等の情報成果物の作成を下請事業者に委託している L 社は、放送月の前月末日に納入された情報成果物の作成に係る下請代金の支払について、「放送月の翌月末日支払」の支払制度を採っていることから、下請事業者の給付を受領してから 60 日を超えて下請代金を支払っていた。（平成 19 年度）	下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）	放送業
自社が発行する雑誌の記事等の制作を下請事業者に委託している M 社は、下請事業者からの給付を受領しているにもかかわらず、支払期日に下請代金を支払っていなかった。（平成 19 年度）	下請代金の支払遅延（第 4 条第 1 項第 2 号）	映像・音声・文字情報制作業
テレビ広告等の製作を下請事業者に委託している N 社は、発注担当者等を通じて下請事業者に対して、自社の取引先が販売するコンサート等のチケットの購入を要請していた。（平成 19 年度）	購入・利用強制（第 4 条第 1 項第 6 号）	広告業
自社が発行する雑誌の記事等の制作を下請事業者に委託している O 社は、下請事業者の責に帰すべき理由がなく発注後に発注するページ数を変更（削減）したにもかかわらず、当該下請事業者が既に制作していた当該削減ページ分に関わる費用を負担していなかった。（平成 19 年度）	不当な給付内容の変更・不当なやり直し（第 4 条第 2 項第 4 号）	映像・音声・文字情報制作業

5. 下請法に関する問い合わせ先・「下請かけこみ寺」の概要と連絡先一覧

下請法についての相談、問い合わせ、被疑事実の申告等については、所在地を所管する行政機関の窓口にお問い合わせ下さい。

○中小企業庁、経済産業省経済産業局

名称・所在地・電話番号	管轄地域
中小企業庁 事業環境部取引課 〒100-8912 東京都千代田区霞が関1-3-1 Tel 03(3501)1511(代表) 03(3501)1669(直通)	全国
北海道経済産業局 産業部中小企業課 〒060-0808 北海道札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 Tel 011(709)2311(代表) 011(709)1783(直通) Fax 011(709)1786	北海道
東北経済産業局 産業部中小企業課 〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎 Tel 022(263)1111(代表) 022(221)4922(直通) Fax 022(215)9463	青森県・秋田県・岩手県 山形県・宮城県・福島県
関東経済産業局 産業部中小企業課 〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 Tel 048(601)1200(代表) 048(600)0321(直通) Fax 048(601)1294	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・新潟県・山梨県 長野県・静岡県
中部経済産業局 産業部中小企業課 〒460-8510 愛知県名古屋市中区三の丸2-5-2 Tel 052(951)2748(代表) Fax 052(951)9800	愛知県・岐阜県・三重県 富山県・石川県
近畿経済産業局 産業部中小企業課 〒540-8535 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 Tel 06(6966)6000(代表) 06(6966)6023(直通) Fax 06(6966)6083	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
中国経済産業局 産業部中小企業課 〒730-8531 広島県広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 Tel 082(224)5615(代表) 082(224)5661(直通) Fax 082(224)5643	岡山県・広島県・鳥取県 島根県・山口県
四国経済産業局 産業部中小企業課 〒760-8512 香川県高松市サンポート3番33号 高松サンポート合同庁舎 Tel 087(811)8900(代表) 087(811)8529(直通) Fax 087(811)8558	香川県・徳島県・愛媛県 高知県
九州経済産業局 産業部中小企業課 〒812-8546 福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 Tel 092(482)5447(代表) Fax 092(482)5393	福岡県・佐賀県・熊本県 長崎県・大分県・宮崎県 鹿児島県
沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課 〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 Tel 098(866)1755(直通) 098(860)3710(直通) Fax 098(860)3710	沖縄県

○公正取引委員会

名称・所在地・電話番号	管轄地域
公正取引委員会事務局 経済取引局取引部企業取引課 〒100-8987 東京都千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟 (相談関係) 企業取引課 Tel 03(3581)3375 (申告関係) 下請取引調査室 Tel 03(3581)5471	全国
北海道事務所 下請課 〒060-0042 札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎5階 Tel 011(231)6300(代)	北海道
東北事務所 下請課 〒980-0014 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎8F Tel 022(225)8420(直)	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
中部事務所 下請課 〒460-0001 名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館3階 Tel 052(961)9424(直)	富山県・石川県・岐阜県 静岡県・愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 下請課 〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館10階 Tel 06(6941)2176(直)	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所中国支所 下請課 〒730-0012 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館10階 Tel 082(228)1501(代)	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
近畿中国四国事務所四国支所 下請課 〒760-0068 高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎5階 Tel 087(834)1441(代)	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州事務所 下請課 〒812-0013 福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館2階 Tel 092(431)6032(直)	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局総務部公正取引室 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館6階 Tel 098(866)0049	沖縄県
公正取引委員会電子窓口 URL http://www.jftc.go.jp/denshimadoguchi.html (下請法違反被疑事実についての申告窓口が設置されています。質問・相談については各地方の事務所にお問い合わせください)	全国

「下請かけこみ寺」は、平成 20 年 4 月 1 日から財団法人全国中小企業取引振興協会（以下「全取協」という）が全国規模で実施している事業である。

「下請かけこみ寺」事業は、

- ① 全国の中小企業から寄せられた取引に関する様々な相談等に対して親身になって対応するとともに、
- ② 紛争の早期解決に向けて裁判外紛争解決手続（ADR）の実施、
- ③ 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を通じて、「下請適正取引」の推進を行うものである。

実施体制は、全取協が「下請かけこみ寺本部」として、全ての事業の管理・運営を行い、47 の各都道府県下請企業振興協会は、地域の拠点として、中小企業の皆様方との接点となる役目を果たしている。

「下請かけこみ寺」事業は、中小企業庁の委託事業である。

＜業務の内容＞

①各種相談の対応

中小企業の皆様からの取引に関する様々なご相談に、中小企業の取引問題に関する専門家等が親身にお話を伺い、適切なアドバイス等を行う。

②裁判外紛争解決手続（ADR業務）

中小企業の皆様が抱える取引に関する紛争を迅速、簡便に解決するため、全国各地の弁護士が相談者の身近なところで調停手続き（ADR）を行う。

③下請ガイドラインの普及啓発

「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の普及啓発を図るための説明会を、中小企業団体中央会と連携しつつ、全国各地で開催している。

また、平成 26 年 10 月には、原材料・エネルギーコスト増に関する相談員を配置した。

さらに、全国 2,328 ヶ所の商工会・商工会議所等においても、下請かけこみ寺との連携強化を図り、事業者が身近な場所で原材料・エネルギーコスト増に関する相談ができるよう、相談受付体制を強化している。

＜公益財団法人全国中小企業取引振興協会 下請かけこみ寺本部＞

〒104-0033 東京都中央区新川 2 丁目 1 番 9 号 石川ビル 2 階・3 階

電話：03-5541-6655、0120-300-217（消費税転嫁専用フリーダイヤル）

FAX：03-5541-6680

<http://www.zenkyo.or.jp/kakekomi/index.htm>

「下請けかけこみ寺」一覧

本部:公益財団法人 全国中小企業取引振興協会 TEL 03-5541-6655			
(公財)北海道中小企業総合支援センター	011-232-2407	(公財)滋賀県産業支援プラザ	077-511-1413
(公財)21 あおもり産業総合支援センター	017-723-1040	(公財)京都産業 21	075-315-8590
(公財)いわて産業振興センター	019-631-3822	(公財)大阪産業振興機構	06-6748-1144
(公財)みやぎ産業振興機構	022-225-6637	(公財)ひょうご産業活性化センター	078-230-8081
(公財)あきた企業活性化センター	018-860-5623	(公財)奈良県地域産業振興センター	0742-36-8312
(公財)山形県企業振興公社	023-647-0662	(公財)わかやま産業振興財団	073-432-3412
(公財)福島県産業振興センター	024-525-4077	(公財)鳥取県産業振興機構	0857-52-6703
(公財)茨城県中小企業振興公社	029-224-5317	(公財)しまね産業振興財団	0852-60-5114
(公財)栃木県産業振興センター	028-670-2603	(公財)岡山県産業振興財団	086-286-9670
(公財)群馬県産業支援機構	027-255-6504	(公財)ひろしま産業振興機構	082-240-7704
(公財)埼玉県産業振興公社	048-647-4086	(公財)やまぐち産業振興財団	083-922-9926
(公財)千葉県産業振興センター	043-299-2654	(公財)とくしま産業振興機構	088-654-0101
(公財)東京都中小企業振興公社	03-3251-9390	(公財)かがわ産業支援財団	087-868-9904
(公財)神奈川産業振興センター	045-633-5200	(公財)えひめ産業振興財団	089-960-1102
(公財)にいがた産業創造機構	025-246-0056	(公財)高知県産業振興センター	088-845-6600
(公財)長野県中小企業振興センター	026-227-5013	(公財)福岡県中小企業振興センター	092-622-6680
(公財)やまなし産業支援機構	055-243-8037	(公財)佐賀県地域産業支援センター	0952-34-4416
(公財)静岡県産業振興財団	054-273-4433	(公財)長崎県産業振興財団	095-820-8836
(公財)あいち産業振興機構	052-715-3069	(公財)くまもと産業支援財団	096-289-2437
(公財)岐阜県産業経済振興センター	058-277-1092	(公財)大分県産業創造機構	097-534-5019
(公財)三重県産業支援センター	059-228-7283	(公財)宮崎県産業振興機構	0985-74-3850
(公財)富山県新世紀産業機構	076-444-5622	(公財)かごしま産業支援センター	099-239-0260
(財)石川県産業創出支援機構	076-267-1219	(公財)沖縄県産業振興公社	098-859-6237
(公財)ふくい産業支援センター	0776-67-7426		

※平成 25 年 12 月現在